

(平成21年8月12日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認東京地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	122 件
国民年金関係	23 件
厚生年金関係	99 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	85 件
国民年金関係	32 件
厚生年金関係	53 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から45年9月までの期間及び46年1月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年1月から45年9月まで  
② 昭和46年1月から49年3月まで

私は、昭和42年11月に結婚し、それ以降の夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料について記載された確定申告書も所持しているのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の夫は、申立期間の自身の保険料を納付している。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和45年から48年の確定申告書（控）を所持し、当該確定申告書（控）の社会保険料控除欄には、当時の二人分の国民年金保険料額にほぼ一致する金額が記載されており、当該確定申告書を作成した申立人の夫は、自身及び申立人の国民年金保険料を基に確定申告書を作成したと説明している。

さらに、申立期間前後を通じて申立人夫婦の商店経営や生活の状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から42年3月まで

私は、結婚後、兄に「将来のために国民年金に加入しておいた方が良い。」と勧められて市役所で国民年金の加入手続を行い、その際、さかのぼって納付できる保険料をまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間のうち、昭和41年4月から42年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された43年6月時点で、当該期間の保険料を過年度納付することが可能である上、申立人が当該期間直後の昭和42年度の保険料を過年度納付した日に、夫は当該期間の自身の保険料を過年度納付していることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の手帳記号番号が払い出された43年6月時点では、時効により保険料を納付することができない期間であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から42年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月までの期間、58 年 7 月から 62 年 9 月までの期間、62 年 11 月及び同年 12 月、63 年 3 月、平成元年 4 月から同年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月まで  
② 昭和 58 年 7 月から 62 年 9 月まで  
③ 昭和 62 年 11 月及び同年 12 月  
④ 昭和 63 年 3 月  
⑤ 平成元年 4 月から同年 7 月まで

私は、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。夫の保険料が納付済みで、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきたと説明しており、申立人及びその夫の特殊台帳の記録から昭和 42 年 4 月から 55 年 12 月までの期間の保険料はおおむね同一月に納付されていることが確認できる。また、申立期間前後を通じて夫の職業や住所に変更はなく申立人夫婦の生活状況に大きな変化は認められず、申立期間①の夫の納付記録は 59 年 10 月に未納から納付済みに変更されている上、申立期間の夫の保険料はすべて納付済みであるなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から43年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から43年12月まで

私は、昭和41年4月に大学と理容学校を同時に卒業し、父親が経営する理容店で仕事を始めた。その後、母親が国民年金の加入手続を行った際、区役所の職員に未納分の国民年金保険料をさかのぼって納付できると言われ、申立期間の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間当時、同居していた母親が申立人の申立期間の保険料をさかのぼって納付したことや、保険料の納付方法、納付場所についての申立人の記憶は具体的である上、母親が納付したとする金額は、申立期間の保険料額とおおむね一致している。

また、申立期間は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和44年3月時点では、現年度納付及び過年度納付が可能な期間であり、申立期間直後の期間の保険料は納付済みである上、申立期間の保険料を納付したとする母親及び同居していた父親は、申立期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月から同年7月まで

私は、夫が会社を辞めて厚生年金保険の被保険者資格を喪失した時、夫と一緒に国民年金の加入手続をして、夫が再就職した後も任意加入をし、昭和48年10月に厚生年金保険に加入するまで必ず国民年金保険料を納付してきた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入後は申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は4か月と短期間である上、申立期間の前後の保険料は現年度納付されている。

また、納付書の入手方法、納付方法、納付場所等に関する申立人の記憶は具体的である上、当時の納付方法と合致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年9月まで  
私の妻は、結婚後私の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の前後の国民年金保険料を納付している上、申立期間は6か月と短期間である。また、申立人の妻が保険料を納付書により納付したとする方法は、申立人夫婦が当時居住していた区の保険料の納付方法と合致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から50年3月まで

私は、結婚後しばらくして国民年金の加入手続を行い、納付していなかった国民年金保険料をさかのぼって納付した。その後は、夫婦二人分の保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和48年7月から49年12月までの期間については、申立人は、国民年金に加入した時にさかのぼって保険料を納付したとする記憶が鮮明であり、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された50年10月時点では、当該期間の保険料を過年度納付することが可能である上、申立人が保険料を納付していたとする夫は、当該期間の大部分の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和46年1月から48年6月までの期間及び50年1月から同年3月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付時期、納付月数、納付金額等の記憶が曖昧である上、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、第2回特例納付が実施されているものの、特例納付した記憶がないと説明している。また、申立人の還付整理簿には、当該期間のうち50年1月から同年3月までの保険料を52年12月に還付決定されたと記載されており、当該還付を疑わせる事情は見当たらないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。さ

らに、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、当該期間のうち46年1月から48年6月までの期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月から49年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から44年5月までの期間及び49年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月から44年5月まで  
② 昭和49年7月から同年9月まで

私は、昭和40年ごろから婚姻するまで勤務先の理容店の同僚と一緒に国民年金保険料を納付していた。また、婚姻後、経済的に余裕ができた49年ごろからは、夫と一緒に保険料を納付してきた。一緒に保険料を納付していた同僚や夫は申立期間の保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、私だけ申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、当該期間直前の国民年金保険料を納付している上、印紙により保険料を納付し、国民年金手帳に検認印を押してもらったとする方法は、当時居住していた市の納付方法と合致する。また、当時理容店に勤務していた申立人の同僚は、結婚する昭和42年4月まで申立人と一緒に保険料を納付していたと証言しており、一緒に勤務していた同月までの保険料が納付済みとなっている。さらに、申立期間②については、申立人は、当該期間前後の保険料を納付しており、当該期間は3か月と短期間である上、納付書により保険料を納付したとする方法は、当時居住していた区の納付方法と合致する。加えて、申立人と一緒に保険料を納付していたとする夫は、当該期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年10月から53年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月から53年9月まで  
私たち夫婦は、申立期間当時も夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立期間の前後の国民年金保険料を納付している上、申立期間は12か月と短期間である。また、申立人夫婦は、申立期間中の昭和53年7月に転居しているが、所持する国民年金手帳から住所変更手続が適切に行われていること、納付書により3か月ごとに保険料を納付したとする方法は、申立人夫婦が当時居住していた転居前後の区の納付方法と合致していること、保険料を納付したとするそれぞれの区の出張所は、当時開設されており、保険料の収納業務を行っていたことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年10月から53年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月から53年9月まで  
私たち夫婦は、申立期間当時も夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、申立期間の前後の国民年金保険料を納付している上、申立期間は12か月と短期間である。また、申立人夫婦は、申立期間中の昭和53年7月に転居しているが、所持する国民年金手帳から住所変更手続が適切に行われていること、納付書により3か月ごとに保険料を納付したとする方法は、申立人夫婦が当時居住していた転居前後の区の納付方法と合致していること、保険料を納付したとするそれぞれの区の出張所は、当時開設されており、保険料の収納業務を行っていたことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年11月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年2月から同年7月まで  
② 昭和47年11月及び同年12月

私は、会社を退職した昭和47年10月に居住していた区で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、当該期間直後の保険料を納付している上、当該期間は2か月と短期間である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、当該期間直前の昭和47年10月に払い出されており、当該期間の保険料を現年度納付することが可能である上、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法と合致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、保険料の納付場所及び納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年11月及び同年12月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から49年12月まで

私の妻は、昭和45年4月の婚姻後しばらくして、私の国民年金の加入手続を行い、その時点で納付可能な期間の国民年金保険料をさかのぼって納付し、以後は妻が夫婦二人分の保険料を納付していたはずである。妻のみが納付済みになっていて私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和49年7月から同年12月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号が51年10月に払い出されており、50年1月までさかのぼって国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、当該払出時点においては49年7月まで過年度納付することが可能であったこと、また、申立人の国民年金加入手続及び保険料納付を行っていたとする妻も自身の国民年金加入時に過去の保険料を一括で過年度納付していることが妻の特殊台帳から確認できること、さらに、自身の保険料も当該期間は納付済みであることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和45年1月から49年6月までの期間については、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、妻は当該期間の保険料の納付状況等に関する記憶が不明確であり、妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人

の手帳記号番号が払い出された 51 年 10 月の時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 7 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年10月から同年12月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年10月から同年12月まで  
私は、昭和52年6月から60歳になるまで付加保険料を含めて国民年金保険料を納付した。申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含め国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間の前後の付加保険料は納付済みとなっている上、申立期間は3か月と短期間である。また、納付したとする付加保険料の金額は、当時の付加保険料額と一致する上、社会保険庁の記録及び申立人が所持する国民年金手帳には、付加保険料の納付を辞退したことを示す形跡も無いなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年12月まで

私は、夫から昭和47年ごろに申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和40年1月から同年12月までの期間については、申立人は、当該期間後の国民年金保険料をすべて納付している上、保険料を納付したとする47年時点では、第1回特例納付が実施されており、申立期間は強制加入期間である。また、保険料を納付したとする申立人の夫は、申立人と連番で国民年金手帳の記号番号が払い出されており、当該期間の保険料が第1回特例納付により納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和36年4月から39年12月までの期間については、申立人の夫が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる夫から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明確である上、申立人の夫も当該期間の保険料が未納となっているなど、申立人の夫が申立人の当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のう

ち、昭和 40 年 1 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していた  
ものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月

私は、再就職後の平成5年5月に国民年金の再加入手続をし、再就職前の申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は1か月と短期間である上、申立人が当時居住していた市は、国民年金の加入手続をした被保険者に過年度保険料の納付書を作成、交付しており、保険料を納付したとする市役所内には、過年度保険料の収納を取り扱う金融機関が開設されていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から同年3月まで

私は、国民年金に再加入後、国民年金保険料を定期的に納付していた。当該期間の保険料だけを納付しないはずはない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は3か月と短期間の1回のみであるなど、申立内容に不自然さはなく、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月、同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年4月  
② 平成8年6月

私は、申立期間の国民年金保険料を、当時居住していた町役場か銀行で、納付書か口座振替で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料をおおむね納付しており、申立期間は、それぞれ1か月と短期間である。また、申立期間の前後の期間の保険料は納付済みである上、申立人が平成8年5月に転居した市の「国民年金被保険者収滞納一覧表」には、申立期間を含む8年4月から同年6月までの各欄に「転入前他市区町村納付」の記号が記載されているなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 59 年 7 月から同年 10 月までの期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 1 月から同年 3 月まで  
② 昭和 59 年 7 月から同年 10 月まで

私は、昭和 57 年 1 月に会社を退職後、区役所出張所で国民年金の加入手続をし、付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していた。申立期間の確定申告書も所持しているので、申立期間の保険料が未納及び申請免除とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含む昭和 59 年の確定申告書の控えを所持しており、同申告書の社会保険料控除欄に記載された国民年金の支払保険料の金額は、当時の夫婦二人分の国民年金保険料及び一人分の付加保険料を納付した場合の金額とおおむね一致している。また、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料を、付加保険料を含めて納付しているなど申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から46年12月までの期間及び48年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から46年12月まで  
② 昭和48年4月から同年12月まで

私は、昭和48年か49年ごろ、区役所の職員から、「今なら未納分の国民年金保険料をすべてさかのぼって納付できるから」と、特例納付を強く勧められ、過去の未納分の保険料をすべて納付し、それ以後は送付されてきた納付書で定期的に納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、昭和48年か49年ごろ、区役所の職員に勧められ、特例納付により、過去の未納期間をすべて納付したと述べていることについては、申立人の国民年金手帳は49年3月に発行されていることや、同手帳記号番号の払出日等から、申立人は同月において国民年金の加入手続を行ったと考えられるとともに、このころは、第2回目の特例納付の実施期間中で、申立期間が強制被保険者期間として記録されていたことを踏まえると、このころ過去の未納期間について特例納付することが可能であるとの説明を受けたとする申立内容に不自然さは見られない。

また、申立人が、申立期間を含め、過去の未納となっていた期間は2、3回出張所へ行き納付し、その後は送付された納付書で定期的に納付したと述べていることについては、社会保険庁の記録を見ると、加入手続をした当時未納であったと推測される昭和36年4月から49年3月までの期間のうち、47年1月から48年3月までの期間及び49年1月から同年3月

までの期間は納付済みと記録されており、時効との関係において、これらの期間は加入の際に納付が行われ記録されたものと考えられることから、特例納付は後日行ったと見られるが、申立人が所持していた預金通帳には、49年7月27日に、13万円を出金した記録が確認でき、この当時、未納となっていたと考えられる申立期間及び同年4月から6月までの期間の保険料をまとめて納付したと仮定した場合、その納付すべき額は12万3,750円となり、出金額とおおむね一致していることから、申立人は、49年7月ごろ、現年度分とともに、特例納付したと考えるのが自然である。

さらに、国民年金加入後の保険料を完納し第2回目の特例納付を行った経験のある申立人の姉及び申立人と当時同居していた申立人の妹は、申立人が納付したと主張する時期において、いずれも申立人から特例納付したことを聞いたと証言している。

申立人の年金記録は、現在も昭和36年4月から60歳になる平成13年\*月まで第1号被保険者（昭和60年法改正前は強制被保険者）と記録されているが、当委員会の調査によって、申立人は37年4月から47年3月までの期間、A共済組合の組合員であったこと及び同共済組合からは退職時に退職一時金の支給を受け、当該組合員であった期間は年金額の計算の基礎とされないことが確認されている。

本来であれば、共済組合の組合員であった期間は、国民年金の被保険者となり得ない期間であるが、社会保険庁の記録上、現在も国民年金の被保険者であると認識されている上、共済組合の組合員であった期間において現に納付済みと記録されている期間については、障害基礎年金及び老齢基礎年金の年金額等の基礎に算入されており、申立人が国民年金に加入してから約35年経過して、基礎年金の給付が行われない期間との重複のみを理由に当該期間を国民年金の被保険者期間として認めないのは、信義則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年7月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月から47年3月まで

私は、証券会社を退社後、母と一緒に区役所で国民年金の加入手続きをし、婚姻するまでは、母が私の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。婚姻後に転居した区役所で転居前の区での保険料の未納期間が無いことを確認した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和40年7月から47年3月までの期間については、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付していること、申立人の国民年金手帳の記号番号は40年7月に払い出されており、当該期間の保険料は現年度納付することが可能であったこと、申立人は、47年11月に転居後の区役所で国民年金手帳の再交付を受けた際に、保険料の未納期間が無いことを確認したと具体的に説明していることなどから、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間のうち、昭和38年7月から40年6月までの期間については、申立人の母親が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、加入手続きの時期についての記憶が曖昧であり、申立人の保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、申立人は、母親から保険料をさかのぼって納付したことを聞いた記憶が無いと説明しているなど、母親が当該期間の保険料を納

付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年7月から47年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から48年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を自宅に届いた納付書で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付済みであり、申立人が一緒に保険料を納めていたとする申立人の夫は、国民年金制度発足当初から、7か月の免除期間を除き保険料をすべて納付している。

また、申立期間について、夫の保険料は過年度納付及び特例納付によりさかのぼって納付されていることが確認できるが、これについて、申立人は、夫の保険料については未納を指摘されてさかのぼって納付したが、その際に自身の保険料については未納を指摘されたことはなく、納付を途中で止めたこともないと説明しており、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 39 年 2 月まで  
② 昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月まで

私は、昭和 36 年 4 月に区の職員が自宅を訪れ、将来のために国民年金に加入するよう勧められたため、納得して加入し、国民年金保険料を納付していた。当時は、夫も会社勤めで保険料も負担となるような金額ではなかった。申立期間①は国民年金に未加入で保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、当該期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立人と連番で国民年金手帳の記号番号が払い出され、保険料を一緒に納付していたとされる申立人の夫も、当該期間の保険料を納付済みである。また、申立人の手帳記号番号は昭和 39 年 11 月に払い出されており、当該期間の保険料を納付することが可能であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間は、国民年金の任意加入適用期間となるため、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和 39 年 11 月時点では、当該期間にさかのぼって保険料を納付することはできない上、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のう

ち、昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料を納付していた  
ものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 2 月から 43 年 3 月まで  
② 昭和 45 年 4 月から 52 年 3 月まで  
③ 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで

私の申立期間①の国民年金保険料は、両親が納付してくれていたと思う。また、申立期間②及び③については、婚姻後、昭和 47 年ごろに元夫が独立して店を出すまでは元夫の両親が保険料を納付してくれていたはずであり、その後は、私が夫婦二人分の保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、3 か月と短期間である上、前後の期間の国民年金保険料は納付済みである。申立人は申立期間直前の昭和 52 年 10 月から同年 12 月までの保険料を 53 年 3 月に納付しており、この時点で当該期間の保険料を現年度納付することが可能であり、また、当該期間直後の 53 年度分の保険料を 54 年 9 月に一括して過年度納付しており、この時点で当該期間の保険料も過年度納付することが可能であったことなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①及び②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人は保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする両親から当時の納付状況を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立期間②については、当該期間のうち、昭和 45 年 4 月から 47 年ごろまでの保険料を納付していたとす

る元義父母から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明確である上、申立人は、47 年ごろから自身で保険料を納付していたと説明しているが、納付状況等に関する記憶が曖昧であるなど、申立人及び元義父母が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 52 年 4 月時点では、申立期間①及び②の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和49年4月1日に、同社における資格喪失日を昭和51年9月1日にそれぞれ訂正し、申立期間の標準報酬月額については、申立期間のうち昭和49年4月1日から同年5月1日については20万円、51年8月21日から同年9月1日については30万円とする必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月1日から同年5月1日まで  
② 昭和51年8月21日から同年9月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②に係る加入記録が無い旨の回答をもらった。B社からA社には昭和49年4月に転籍し、51年9月に再度B社へ転籍しており、給料支払明細書で厚生年金保険料が控除されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書及びA社の回答書により、申立人は、申立期間に同社に継続して勤務し（昭和49年4月1日にB社から子会社のA社へ転籍し、51年9月1日に再度親会社のB社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人が提出した給料支払明細書及び社会保険事務所の記録から20万円、申立期間②については申立人が提出した給料支払明細書から30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の記録が残っておらず不明としているが、企業年金連合会の回答によれば、申立人のA社に係る厚生年金基金の被保険者期間は、社会保険事務所の記録と同様に昭和49年5月1日から51年8月21日までの期間であることから、社会保険事務所及び厚生年金基金双方が誤って同じ日を記録したとは考え難いことから、事業主は49年5月1日を厚生年金保険の資格取得日、51年8月21日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る49年4月及び51年8月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（51年8月の厚生年金保険料については、社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 東京厚生年金 事案 3262

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成4年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月31日から同年2月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間にA社から親会社のC社の異動はあったが、申立期間も継続して勤務しており、厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業主の供述から、申立人がA社に継続して勤務し（平成4年2月1日に同社から親会社C社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成3年12月の社会保険事務所の記録から、標準報酬月額を50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、誤って届け出たとしており、事業主が保存していた、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が平成4年1月31日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同

年1月の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったもののその後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 東京厚生年金 事案 3263

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA法人（現在は、B法人）における資格喪失日に係る記録を昭和61年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とする必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年3月31日から同年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A法人で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に系列財団への異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB法人が保有する申立人のA法人に係る職員原簿から、申立人は、同法人に継続して勤務し（昭和61年4月1日に同法人から系列財団に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和61年2月の社会保険事務所の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和61年4月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の厚生年金保

険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、同月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和25年10月31日であると認められることから、同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年10月23日から25年10月31日まで  
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和24年5月1日から25年12月29日まで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、社会保険事務所が保管する同社の厚生年金保険被保険者名簿においては、昭和24年5月1日から同年10月23日までの期間及び25年10月31日から同年12月30日までの期間が記録されているが、社会保険庁が個人別に管理している厚生年金保険被保険者台帳においては、24年5月1日から同年10月23日までの期間についてのみ記録されている。

しかしながら、申立期間当時、駐留軍関係の社会保険記録を管理していたB県C局が平成元年8月9日に発行している厚生年金保険資格確認票によると、申立人は、昭和24年5月1日から25年10月31日までの期間及び同年10月31日から同年12月30日までの期間について、A社で厚生年金保険の被保険者資格を有していることが確認されており、これには、申立期間が含まれている。

一方、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間にA社に勤務していた従業員7名について、昭和25年10月31日までの被保険者記録が確認できるものの、このうちの1名は、A社において勤務していた期間の厚生年金保険加入記録が欠落していたことが判明したため、社会保険庁による調査の後に、記録が回復されている。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における社会保険庁の記録は、管理が十分なものとは認められないことから、申立人の申立期間について、事業主は、昭和25年10月31日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和24年9月における社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和23年7月16日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和23年7月16日から同年8月1日まで  
②昭和62年6月26日から同年7月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうちの申立期間①及びB社で勤務した期間のうちの申立期間②の加入記録が無い旨の回答をもらった。いずれの期間においても、それぞれの会社で勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の申立内容、雇用保険の加入記録及び当時の従業員供述により、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和23年7月16日に同社C工場から同社本社に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和23年8月の社会保険事務所の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、申立人は、B社の役員を昭和61年6月25日に定年により退任した後、嘱託として再雇用され、62年6月30日まで勤務したと申し立てている。

しかしながら、B社の当時の代表者は、定年退職後に嘱託として再雇用した場合は、1年間の期限付きの雇用契約であった旨供述しているところ、同社の法人登記簿謄本によると、申立人が同社の取締役を昭和61年6月26日に辞任していることが確認でき、申立人の同社における資格喪失日は、当該辞任の日の1年後である62年6月26日となっている。

また、雇用保険の加入記録では、昭和62年6月25日に離職していることが確認でき、厚生年金保険の加入記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間②における申立てに係る事実を確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和41年12月11日に、資格喪失日に係る記録を42年1月1日に、また、B社における資格取得日に係る記録を同年6月2日に、資格喪失日に係る記録を同年11月6日に訂正し、両申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和41年12月11日から42年1月1日まで  
②昭和42年6月2日から同年11月6日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間のうちの申立期間①及びB社に勤務していた期間のうちの申立期間②の記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動があったが、それぞれの期間も継続して勤務し、厚生年金保険料は控除されていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録、B社の人事記録及び同社の従業員の供述から判断すると、申立人が同社の関連会社であるA社に継続して勤務し（昭和41年12月11日にB社からA社に出向、42年1月1日にA社から同社の関連会社であるC社に転籍）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のB社における昭和41年11月及びC社における42年1月の社会保険事務所の記録から、6

万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、申立期間当時の資料を保有していないことから不明としているが、事業主が資格の取得及び喪失に係る届出を行ったにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和41年12月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、雇用保険の加入記録、B社の人事記録から判断すると、申立人が同社に勤務し(昭和42年6月2日にC社からB社に復職)、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、人事記録に記録されている申立人の給与の総支給額から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所に対する届出を誤ったと認めていることから、事業主から社会保険事務所へ厚生年金保険被保険者資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和42年6月から同年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年4月1日から同年5月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を平成3年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年5月から平成3年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和63年5月から勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成3年4月1日から同年5月1日までの期間については、雇用保険の加入記録及びA社の経理事務を担当していた会計事務所が保管している給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人が同社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、平成3年4月の標準報酬月額については、当該源泉徴収簿の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が平成3年4月1日を被保険者資格取得日とする届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和63年5月から平成元年12月31日までの期間及び3年1月1日から同年3月31日までの期間については、当該源泉徴収簿により、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していなかったことが確認できる。

さらに、申立期間のうち、平成2年1月1日から同年12月31日までの期間については、厚生年金保険料を控除したことが確認できる資料が無いことから、雇用保険の加入記録により、申立人がA社に勤務していたことは確認できるが、同社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、閉鎖時の事業主は、当時の資料を保存していないため、申立人の厚生年金保険料の控除等について確認することができないとしている。また、同僚及び社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、当該期間当時、同社に勤務し、所在が確認できる複数の従業員に照会したものの、具体的な供述が得られない。

このほか、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を控除していたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間のうち昭和63年5月から平成3年3月31日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年6月1日から40年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA病院における資格取得日に係る記録を39年6月1日に訂正し、当該申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年3月10日から40年3月1日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A病院に勤務した期間のうち、申立期間の記録がない旨の回答をもらった。同病院には昭和39年3月10日から継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A病院の職員名簿及び永年勤続表彰から判断すると、申立人が申立期間も同病院に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、申立期間当時、A病院の就業規則には、3か月の試用期間が定められており、同病院に勤務し、申立人と同じ業務に従事していた複数の同僚については、採用の2、3か月後から厚生年金保険の加入記録がある。

これらを総合的に判断すると、A病院は、申立期間当時、採用した従業員について、入社してからおおむね試用期間経過前後に厚生年金保険に加入させていたものと考えられることから、申立期間のうち、昭和39年6月1日から40年3月1日までの期間については、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA病院における昭和40年3月の社会保険事務所の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主による申立人に係る申立期間の保険料の納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の資料を焼失しているため、保険料を納付したか否かについては不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者標準報酬月額算定基礎届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所は当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る39年6月から40年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和39年3月10日から同年5月31日までの期間については、当該期間にA病院に勤務し、申立人と同じ業務に従事していた複数の同僚には、採用後2、3か月の厚生年金保険の未加入期間があり、当該同僚は、加入するまで給与から保険料の控除はなかったと供述している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間のうち、昭和39年3月10日から同年5月31日までの期間については、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和52年8月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年7月26日から同年8月26日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答があった。同社には昭和52年2月26日から6か月間勤務し、失業給付を受給したので、申立期間も厚生年金被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の事業主の回答から判断すると、申立人が同社に勤務していたことが認められる上、事業主は「厚生年金保険の喪失と雇用保険の離職は一致するように届け出ている。」と供述しており、ほとんどの従業員の厚生年金保険と雇用保険の記録が一致していることから、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが推認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和52年6月の社会保険事務所の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格喪失日に係る記録を昭和28年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和28年6月30日から同年7月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が発行した申立人に係る在籍証明書及び同社が作成・保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届により、申立人が、同社に継続して勤務し（昭和28年7月1日にA社本社から同社事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和28年5月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該被保険者資格喪失届において、資格喪失日が昭和28年6月30日と記録されており、事業主が届出を誤ったことを認めていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年

6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住 所
3286	男		昭和6年生	
3287	男		昭和6年生	
3288	男		昭和5年生	
3289	男		昭和5年生	
3290	男		昭和5年生	
3291	男		昭和4年生	
3292	男		昭和6年生	
3293	男		昭和3年生	
3294	男		昭和4年生	
3295	男		昭和6年生	
3296	男		昭和3年生	
3297	男		昭和5年生	
3298	男		昭和2年生	
3299	男		昭和4年生	
3300	男		昭和5年生	
3301	男		昭和6年生	
3302	男		昭和6年生	
3303	男		昭和4年生	
3304	男		昭和5年生	
3305	男		昭和5年生	
3306	男		昭和6年生	
3307	男		昭和4年生	
3308	男		昭和4年生	
3309	男		昭和5年生	

## 東京厚生年金 事案 3310

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格喪失日に係る記録を昭和28年7月1日に訂正し、同社C工場における資格取得日に係る記録を同年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年6月30日から同年7月2日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社が発行した申立人に係る在籍証明書及び同社が作成・保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届により、申立人が、同社に継続して勤務し（昭和28年7月1日にA社本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和28年5月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該被保険者資格喪失届において、資格喪失日が昭和28年6月30日と記録されており、事業主が届出を誤ったことを認めていることから、事業主が同日

を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 東京厚生年金 事案 3311～3312

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格喪失日に係る記録を昭和28年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

#### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和28年6月30日から同年7月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社が発行した申立人に係る在籍証明書及び同社が作成・保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届により、申立人が、同社に継続して勤務し（昭和28年7月1日にA社本社から同社事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和28年5月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該被保険者資格喪失届において、資格喪失日が昭和28年6月30日と記録されており、事業主が届出を誤ったことを認めていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年

6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住 所
3311	男		昭和5年生	
3312	男		昭和4年生	

## 東京厚生年金 事案 3315

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和42年11月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月20日から同年12月4日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に同社D支店から同社C支店への異動はあったが、申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び人事経歴台帳の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和42年11月20日に同社D支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年12月の社会保険事務所の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に

対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成16年10月から17年8月までの期間を32万円、同年9月から18年3月までの期間を30万円、同年4月から同年6月までの期間を26万円、同年7月及び同年8月を28万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る平成16年10月から18年8月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年10月1日から18年9月1日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額より低かった。当時の給与明細書があるので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれのそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人の保管する給与明細書から、平成16年10月から17年8月までの期間は32万円、同年9月から18年3月までの期間は30万円、同年4月から同年6月までの期間は26万

円、同年7月及び同年8月は28万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っていなかったとしていることから、事業主は記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は、訂正後の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和42年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月1日から同年12月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無かった。同社には、その子会社から転籍して勤務したので、申立期間が未加入であることに納得できない。申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚等の供述から判断すると、申立人は、A社に昭和42年11月1日から継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人と同様に、A社の子会社から同社に転籍した従業員1名は、子会社において厚生年金保険の資格を喪失した昭和42年5月10日にA社において資格を取得している。

さらに、昭和42年4月1日にA社に新規採用された4名のうち、連絡の取れた2名は、試用期間は無く、同年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、この2名を含めた上司及び経理担当者の合計4名は、子会社からA社に転籍した申立人においても試用期間は無かったと供述し

ている。

これらを総合的に判断すると、申立人においても、A社への転籍後から厚生年金保険料の控除が行われていたと考えるのが相当であり、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年12月の社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社が既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主も既に死亡しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間における標準報酬月額の記録を平成2年2月から同年5月までの期間については50万円、平成2年6月から3年11月までの期間については53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月1日から3年12月16日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していた。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から判断すると、申立人は、申立期間もA社に勤務していたことが確認できる。

また、社会保険事務所の記録では、申立人の標準報酬月額については、当初、平成2年2月から5月までの期間は50万円、平成2年6月から3年11月までの期間は53万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（4年1月16日）の後の同年2月28日付で、申立人を含む12名については、平成2年2月1日に遡及（他の1名については、同年3月1日に遡及、他の2名については、同年4月1日に遡及）して標準報酬月額が8万円に減額処理されていることが確認できる。

さらに、申立人の保管する平成3年分所得税確定申告書では、社会保険料として801,460円が計上されており、当初届け出た標準報酬月額53万円に基づく厚生年金保険料12か月分が控除されていたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成2年2月から3年11月までの期間に係る標準報酬月額を遡<sup>そく</sup>及して減額処理を行う合理的理由は無く、当該期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額（平成2年2月から同年5月までの期間については50万円、同年6月から3年11月までの期間については53万円）に訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（後に、B社）における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和43年3月6日）及び資格取得日（昭和43年5月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月6日から同年5月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和35年9月12日から平成11年5月7日まで勤務したので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和35年9月12日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、43年3月6日に資格を喪失後、同年5月1日に同社において再度資格を取得しており、同年3月及び同年4月の申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立人から提出されたA社における昭和55年10月6日付けの勤続20年表彰状及び複数の従業員の供述により、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。そして、上記複数の同僚は、いずれも申立期間において厚生年金保険の記録があり、同社の元代表取締役は、申立期間当時、従業員全員から厚生年金保険料を控除しており、申立人のみ控除していないことはあり得ないと供述している。

また、申立人は、その当時、給与はA社から支給されつつ他社での業務研修を2か月間程度受けていたと供述しており、上記複数の従業員は、申立人が研修に行っていたことを覚えていると供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年5月の社会保険事務所の標準報酬月額の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、既に破産しており、当時の従業員に関する資料が保管されていないため、保険料を納付したか否かについて不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年3月及び同年4月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年1月4日から同年8月1日まで  
② 昭和26年7月1日から30年2月1日まで  
③ 昭和30年4月1日から40年3月1日まで

平成19年6月に、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、以前勤務していたA社（後にB社に名称変更）及びC社に係る被保険者期間のうち、A社に係る被保険者期間の一部を除き、脱退手当金が支給されている旨の回答をもらった。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の加入記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、A社及び同社が名称変更したB社に係る連続する被保険者期間のうち、A社に係る被保険者期間の一部についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間は同一の被保険者番号で管理されているにもかかわらず、支給されていないことは事務処理上不自然である。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が未請求となっている上記の期間に係る加入記録が欠落しているほか、当該被保険者台帳、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及びA社、B社並びにC社に係る

被保険者名簿に申立人の名前が誤って記載されているが、これらの理由は不明であり、社会保険事務所において、申立人の厚生年金保険に係る記録の管理が適切に行われていなかったことがうかがわれる。

さらに、申立人は、脱退手当金の支給決定がなされた記録のある昭和 40 年 11 月 2 日の約 7 か月後に国民年金手帳の交付を受け、同年 4 月以降の国民年金保険料を納付するとともに、51 年 1 月に、それまで納付していなかった 40 年 4 月から 41 年 3 月分の国民年金保険料をさかのぼって特例納付していることを踏まえると、年金記録をつなげる意思がうかがわれるとともに、この時点において申立人は申立期間を厚生年金保険期間として認識していたことがうかがわれ、申立人が脱退手当金を受給していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格喪失日に係る記録を昭和24年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3,300円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年3月31日から同年4月1日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

しかし、申立期間当時、同社に継続して勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された人事記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和24年4月1日に同社本社から同社C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和24年2月の社会保険事務所の記録から、3,300円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、これを確認できる資料が無く不明としているが、事業主が資格喪失届を昭和24年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所が資格喪失日を同年3月31日と誤って記録することは考え難いこ

とから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 東京厚生年金 事案 3330

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和50年1月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月16日から同年2月1日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。  
しかし、申立期間当時、異動はあったが、A社に継続して勤務し、厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された略歴書から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和50年1月に同社D工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和50年2月の社会保険事務所の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、これを確認できる資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に對して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和52年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年5月21日から同年6月1日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、C社から関連会社のA社B営業所に出向していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

しかし、申立期間当時、継続してA社B営業所に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

D社（申立期間後にA社及びその関連会社であるC社等が統合して設立され、A社B営業所に係る厚生年金保険関係の事務を引き継いでいる法人）から提出された人事記録及び通知書（辞令書）から判断すると、申立人は、C社及び同社の関連会社であるA社B営業所に継続して勤務し（昭和52年6月1日にA社B営業所からC社に復帰し、関連会社であるE社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和52年4月の社会保険事務所の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、これを確認できる資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の平成4年6月から5年7月までの標準報酬月額の記録を47万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月1日から5年8月23日まで

社会保険庁の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額より低いことが分かった。

このため、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年6月から5年7月までは47万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成6年3月28日以降の同年4月5日に、申立人を含む23名の標準報酬月額の記録が<sup>そきゅう</sup>遡及して減額訂正されており、申立人の場合には、4年6月から5年7月まで16万円に訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このような<sup>そきゅう</sup>遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、A社の商業登記簿により役員であったことが確認できるが、複数の元同僚が「申立人は営業担当及び現場管理責任者として勤務しており、経理及び社会保険事務には従事していなかった。」と供述していることから、申立人は標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額に

ついて、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 47 万円とすることが必要であると認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B工場における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和20年9月16日）及び資格取得日（21年3月2日）の記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を110円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 明治44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月16日から21年3月2日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

同社には昭和19年1月から41年12月まで正社員として継続して勤務し、申立期間も厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の三女の夫が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社B工場において昭和19年1月1日に厚生年金保険の資格を取得し、20年9月16日に資格を喪失後、21年3月2日に同社において再度資格を取得しており、20年9月16日から21年3月2日までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立人の三女の夫から提出された昭和39年6月1日のA社の創立記念日の永年勤続20年表彰状及びA社から提出された同年6月10

日付けの社内報の永年勤続者表彰記事により、申立人が19年1月から申立期間を含め継続してA社に勤務していたことが確認でき、このことから事業主により厚生年金保険料が控除されていたと推認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和20年8月の社会保険事務所の記録から、110円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和20年9月から21年2月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 東京厚生年金 事案 3339

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成5年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月31日から同年9月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、平成5年8月31日まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社で勤務シフトを組んでいた申立人の上司は、申立人が平成5年8月の前半は出勤、後半は休暇と有給休暇を組み合わせて同月31日まで在籍していたとしており、また同社から提出された「会社保管ノート」には、申立人の厚生年金保険の資格喪失日が5年9月1日と記載されているため、申立人は同年8月31日まで同社に勤務していたことが確認できる。

また、A社総務担当者は、「毎月20日が給与の締め日なので、申立人の平成5年8月21日から31日までの期間の給与から、同年8月分の厚生年金保険料を控除した。」としており、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成5年7月の社会保険事務所の記録から、20万円とすることが妥当である。

さらに、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて事業主は、資格喪失届等の資料を破棄したため不明としているが、厚生年金保険の資格喪失日が雇用保険の離職日の翌日の平成5年8月31日となっていることから、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が申立人の退職日を誤ったとは考え難く、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月分の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、平成17年8月1日に資格を取得し、現在まで被保険者資格が継続しているところ、当該期間のうち、18年5月1日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与及び賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、同社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（平成18年5月1日）及び資格取得日（同年10月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を22万円にすることが必要である。

また、申立人は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録について、平成18年7月14日の標準賞与額を15万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成18年5月1日から同年10月1日まで  
②平成18年7月14日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間は育児休業を終了し勤務を開始しており、厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、給与支給明細書、賞与支給明細書及び賃金台帳により、

申立人がA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与及び賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額又は標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額又は賞与額のそれぞれに基づく標準報酬月額又は標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額又は標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、給与支給明細書及び賃金台帳の厚生年金保険料控除額又は報酬額から、申立期間の標準報酬月額を22万円とし、賞与支給明細書及び賃金台帳の厚生年金保険料控除額又は賞与額から、平成18年7月14日の標準賞与額を15万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間は、当初、育児休業期間の一部として厚生年金保険料免除期間とされていたものの、申立人が育児休業終了予定日前の平成18年5月1日から職場復帰したため、事業主は同時点で申立人に係る育児休業取得者終了届を提出する必要があったところ、事業主から当該届の提出が行われたのは、20年11月であることが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）に係る被保険者記録は資格取得日が＜資格取得日＞（別添一覧表参照）、資格喪失日が昭和57年1月1日とされ、当該期間のうち、56年12月31日から57年1月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における資格喪失日を57年1月1日とし、申立期間の標準報酬月額を＜標準報酬月額＞（別紙一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名：	} 別添一覧表参照
基礎年金番号：	
生年月日：	
住所：	

### 2 申立内容の要旨

申立期間： 昭和56年12月31日から57年1月1日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の記録が無いとの回答をもらった。申立期間には異動はしたが継続して同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社から提出された回答書及び取締役会議事録の記載内容から判断すると、申立人は、同社及び関連会社のC社に継続して勤務し（昭和57年1月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和56年11月の社会保険

事務所の記録から、＜標準報酬月額＞（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立期間当時に事務手続を誤ったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 1 月 10 日に、社会保険事務所に対して訂正の届出を行っていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 56 年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住 所	資格取得日	標準報酬月額
3350	男		昭和23年生		昭和42年4月1日	26 万 円
3351	男		昭和24年生		昭和43年4月1日	24 万 円
3352	男		昭和24年生		昭和46年5月1日	22 万 円
3353	男		昭和25年生		昭和47年4月1日	20 万 円
3354	男		昭和28年生		昭和50年4月1日	17 万 円
3355	男		昭和31年生		昭和51年3月21日	16 万 円
3356	男		昭和31年生		昭和52年4月1日	15 万 円
3357	男		昭和31年生		昭和52年4月1日	16 万 円
3358	男		昭和32年生		昭和53年4月1日	15 万 円
3359	男		昭和28年生		昭和48年5月1日	19 万 円
3360	男		昭和25年生		昭和49年8月21日	18 万 円
3361	男		昭和32年生		昭和53年4月1日	15 万 円
3362	男		昭和32年生		昭和53年4月1日	15 万 円
3363	男		昭和32年生		昭和53年4月1日	15 万 円
3364	男		昭和33年生		昭和53年4月1日	15 万 円
3365	男		昭和22年生		昭和44年9月1日	24 万 円
3366	男		昭和33年生		昭和54年4月1日	14 万 2,000 円
3367	男		昭和33年生		昭和54年4月1日	13 万 4,000 円
3368	男		昭和33年生		昭和54年4月1日	15 万 円
3369	男		昭和33年生		昭和54年4月1日	14 万 2,000 円

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年12月16日は<標準賞与額①>（別添一覧表参照）、18年7月13日は<標準賞与額②>（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年12月16日  
② 平成18年7月13日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間に支給された賞与に係る記録が無い旨の回答をもらった。既に会社から訂正届が出されているので、申立期間が厚生年金の給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった保険料控除に係る証明書、賃金台帳及び支給控除一覧表により、申立人は、申立期間に係る賞与の支払いを受け、①平成17年12月16日は<標準賞与額①>（別添一覧表参照）、②平成18年7月13日は<標準賞与額②>（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、各申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳及び支給控除

一覧表から、申立期間①は<標準賞与額①>（別添一覧表参照）、申立期間②は<標準賞与額②>（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住 所	標準賞与額①	標準賞与額②
3371	男		昭和30年生		42万 1,000 円	50万 5,000 円
3372	男		昭和31年生		43万 9,000 円	52万 9,000 円
3373	男		昭和30年生		40万 9,000 円	49万 3,000 円
3374	男		昭和39年生		30万 1,000 円	35万 4,000 円
3375	男		昭和33年生		32万 4,000 円	35万 9,000 円
3376	男		昭和35年生		32万 6,000 円	39万 4,000 円
3377	男		昭和35年生		35万 5,000 円	42万 9,000 円
3378	男		昭和32年生		43万 2,000 円	47万 5,000 円
3379	女		昭和48年生		23万 1,000 円	28万 円
3380	男		昭和42年生		30万 5,000 円	33万 8,000 円
3381	男		昭和30年生		39万 5,000 円	43万 7,000 円
3382	男		昭和39年生		15万 6,000 円	17万 2,000 円
3383	女		昭和50年生		16万 円	17万 8,000 円
3384	女		昭和53年生		19万 2,000 円	21万 4,000 円
3385	男		昭和41年生		22万 6,000 円	24万 円
3386	男		昭和48年生		14万 3,000 円	15万 8,000 円
3387	女		昭和47年生		18万 4,000 円	20万 5,000 円
3388	男		昭和51年生		21万 1,000 円	23万 5,000 円
3389	女		昭和52年生		18万 1,000 円	20万 2,000 円
3390	女		昭和53年生		18万 1,000 円	20万 2,000 円
3391	男		昭和49年生		22万 5,000 円	25万 円
3392	男		昭和54年生		6万 7,000 円	22万 8,000 円
3393	女		昭和45年生		21万 2,000 円	23万 6,000 円
3394	女		昭和41年生		15万 3,000 円	17万 1,000 円

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

### 2 申立内容の要旨

申立期間：平成18年4月6日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間に支給された役員賞与に係る記録が無い旨の回答をもらった。既に会社から訂正届が出されているので、申立期間が厚生年金の給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった保険料控除に係る証明書、賃金台帳及び支給控除一覧表により、申立人は、申立期間に係る賞与の支払いを受け、標準賞与額（〈標準賞与額〉（別添一覧表参照））に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳及び支給控除一覧表から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出してい

なかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住 所	標準賞与額
3395	男		昭和17年生		140 万 円
3396	男		昭和24年生		150 万 円
3397	女		昭和23年生		98 万 4,000 円

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成2年10月から3年9月までの期間については50万円に、同年10月から4年6月までの期間については53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月1日から4年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では営業担当の取締役であり、厚生年金保険事務には関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録において、当初、平成2年10月から3年9月までの期間は50万円、同年10月から4年6月までの期間は53万円と記録されていたが、申立人がA社を退職（4年6月30日）後の6年12月7日付けで、それぞれ20万円にさかのぼって訂正処理されていることが確認できる。

また、雇用保険の加入記録から、申立人は当該訂正処理が行われた平成6年12月7日にはA社を退職していることが確認できる。

さらに、申立人はA社の登記簿謄本から取締役であったことが確認できるが、同社の代表者及び複数の従業員は、「申立人は、申立期間当時、営業部長代行であり、厚生年金保険関係事務及び経理に係る職務への関与や影響力はなかった」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与してい

たとは考え難い。

加えて、A社の代表者は、「当該訂正処理当時、厚生年金保険料の滞納があり、社会保険事務所からの提案を受け、全役員の標準報酬月額を減額して、それに充当することとした」と供述している。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理が4年以上さかのぼって行われることは通常考え難く、社会保険事務所が行った標準報酬月額の遡<sup>てきゆう</sup>及訂正処理については、当時の保険料滞納額を減額するために行ったものと認められ、これは事実と異なる処理であることが明らかであり、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無い。したがって、申立期間において標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成2年10月から3年9月までは50万円に、3年10月から4年6月までは53万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、申立人が昭和25年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、27年1月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和25年10月から26年7月までは7,000円、同年8月から同年12月までは8,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年10月1日から27年1月1日まで

A社に勤務していた期間について社会保険事務所に照会したところ、当該期間は、健康保険のみに加入していたものであり、厚生年金保険の加入記録は無い旨の回答をもらった。当該未加入期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和25年10月1日に被保険者資格を取得し、27年1月1日に喪失したことが認められるが、同名簿の「労働者年金保険ノ記号番号」が空欄であるため、健康保険の被保険者であったことのみが確認できる。

また、申立人は、「A社は、申立期間直前に勤務していたB社が子会社として設立したものであり、A社設立時にB社の指示で異動した。」と供述しているところ、社会保険事務所が保管する両社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、昭和25年10月1日付けでB社からA社に異動したと考えられる申立人を含む16人の全員が、B社で厚生年金保険に加入しており、そのうち申立人を除く15人が、A社に異動した直後から厚生年金保険に加入していたことが確認できる。

さらに、申立人が記憶していた同僚の供述に基づいて、申立人と他の従業員との雇用形態や業務内容を比較したところ、申立人のみが厚生年金保険に加入しない理由となる差異は無い上、同一の事業所において、健康保険のみに加入する者、並びに健康保険及び厚生年金保険に加入する者が混在することは制度上予定されていないことから、申立人は、A社において健康保険のみに加入していたのではなく、厚生年金保険にも加入していたと考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、事業主が、申立人について、昭和25年10月1日に厚生年金被保険者資格を取得し、かつ、27年1月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における社会保険事務所の健康保険厚生年金被保険者名簿の「標準報酬等級並ニ適用年月日」欄の記録から、昭和25年10月から26年7月までは7,000円、同年8月から同年12月までは8,000円とすることが妥当である。

## 東京厚生年金 事案 3412

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和34年8月17日から同年9月21日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（申立人が入社した当初の名称はB社、申立人の勤務期間中にA社に社名を変更し、現在はC社）本社における資格取得日に係る記録を昭和34年8月17日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和22年4月1日から同年6月2日まで  
②昭和25年8月1日から26年2月1日まで  
③昭和34年8月17日から同年9月21日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①についてはD社（現在は、E社）に、申立期間②及び③についてはA社にそれぞれ勤務していたので、当該期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、社会保険事務所が保管するA社の本社並びにF工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人は、昭和34年8月17日付けで同社F工場における厚生年金保険の加入資格を喪失し、申立期間③直後の同年9月21日に本社において再度資格を取得していることが確認できる。

当該人事異動については、C社に申立人に係る人事記録等の資料が無

く、当時の勤務状況等の詳細を確認することができないものの、複数の同僚から、申立期間③の当時は、申立人がA社本社に勤務していたとの供述が得られたことから、申立人は、申立期間③の前後を通じて同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、社会保険事務所のA社本社における昭和34年9月の申立人に係る記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、C社の担当者は不明としているが、申立人のA社F工場の資格喪失日及び本社における資格取得日については、いずれも事業主からの手続が無ければ、当該手続の契機となった内部異動の事実及びその日付を社会保険事務所が知り得ないことから、事業主が本社の資格取得日を昭和34年9月21日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年8月の保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①について、申立人は、D社に昭和22年4月1日に入社したと申し立てているところ、E社が保管する申立人に係る社員名簿には、申立人が同年9月に大学を卒業し、同年10月1日に入社した旨が記載されている。

一方、E社が「厚生年金被保険者証」と称する、同社の従業員の厚生年金保険加入履歴の台帳には、申立人の資格取得日が、社会保険事務所の記録と同じ昭和22年6月2日と記載されていることが確認できる。

なお、申立人の厚生年金保険の資格取得日が、入社日よりさらに早い日で記録されていることに関して、E社の人事担当者は、裏付けとなる資料は無いが当時はいろいろな条件の入社形態があり、勤務開始後に身分が変更となって社員となった日を記録した場合もあると考えられる旨を供述している。

しかしながら、社会保険事務所が保管するD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿等で、昭和22年6月2日に、同社の厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の従業員に照会を行ったが、申立人のことを記憶している旨の回答を得ることはできず、当該申立期間における申立人の勤務実態を確認することはできない。

加えて、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 申立期間②について、C社は、申立人に係る人事記録等を保有してい

ない。

また、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で、申立人と同じく昭和26年2月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した従業員4人のうち一人から、申立人が同社で厚生年金保険に加入する前から勤務していた旨の回答が得られたものの、その勤務の開始時期を特定することはできない。

さらに、社会保険事務所の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和26年2月1日であり、申立期間②は適用事業所となっていない。

加えて、前述の同僚は、A社が適用事業所となる以前に給与から厚生年金保険料が控除されていたことについて記憶しておらず、同社における申立期間②当時の厚生年金保険の取扱いについて、確認することはできなかった。

このほか、申立人が、当該申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 7 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和53年3月に国民年金に任意加入してから、3号被保険者となるまで、郵送されてきた納付書により国民年金保険料を毎月納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付金額の記憶が曖昧である上、申立人が当時居住していた区では、申立期間のうち昭和56年7月から58年3月まで3か月ごとに納付書を作成しており、納付書により毎月納付していたとする申立人の説明と相違するなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 5210

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年11月から58年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年11月から58年12月まで

私の夫は、昭和57年11月ごろ、それまで未納であった夫婦二人分の国民年金保険料をさかのぼって納付し、その後も夫が厚生年金保険に加入するまで夫婦二人分の保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及びその夫は、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付額の記憶が曖昧である上、申立期間に近接する昭和59年度及び60年度の保険料は申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和61年2月より後の同年5月から62年5月の間に9回に分けて過年度納付されているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 4 月から同年 6 月までの期間、42 年 10 月から 45 年 3 月までの期間、53 年 4 月、53 年 6 月から同年 11 月までの期間、57 年 4 月から 58 年 3 月までの期間、60 年 6 月から 61 年 12 月までの期間及び平成 3 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の指名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月から同年 6 月まで  
② 昭和 42 年 10 月から 45 年 3 月まで  
③ 昭和 53 年 4 月  
④ 昭和 53 年 6 月から同年 11 月まで  
⑤ 昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月まで  
⑥ 昭和 60 年 6 月から 61 年 12 月まで  
⑦ 平成 3 年 3 月

私は、昭和 52 年又は 53 年ごろ区役所で申立期間①及び②の国民年金保険料を分割して特例納付するとともに、特例納付を始めてからは国民年金加入期間の保険料の納付を欠かしたことはない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①及び②については、申立人は、保険料の納付時期、納付回数、納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧であり、当初納付したと主張していた昭和 52 年には特例納付が実施されていない上、後に納付時期の主張を変えた 53 年には第 3 回特例納付が実施されているものの、申立人が特例納付したとする区役所の窓口では、特例納付による保険料の収納を取り扱っていなかった。また、申立期間③、④、⑤、⑥及び⑦については、申立人は、保険料の納付額の記憶が曖昧である上、当該

期間の大部分は申立人の夫も未納又は申請免除となっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和20年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年7月から51年3月まで

私は、仕事仲間に勧められて国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続をした時期や場所等の加入状況に関する記憶が曖昧である上、納付したとする保険料の月額額は申立期間の保険料額と大きく相違するなど、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和52年9月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 48 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 48 年 7 月まで  
私は、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、納付したとする保険料の金額の記憶が曖昧である。また、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が申立期間当時居住していた市の納付方法と合致しない上、保険料を納付したとする郵便局は、当時保険料を収納していなかったことが確認できるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 49 年 7 月に国民年金に任意加入しており、制度上申立期間の保険料をさかのぼって納付できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 5214

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年3月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月から43年3月まで

私の妻は、申立期間の私の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人夫婦は、国民年金の加入手続をした時期、場所等の加入手続の状況及び保険料の納付額の記憶が曖昧であるなど、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和43年6月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 5215

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 6 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人夫婦は、国民年金の加入<sup>あいまい</sup>手続をした時期、場所等の加入手続の状況及び保険料の納付額の記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 42 年 6 月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 9 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月から 45 年 3 月まで

母は、私が 20 歳のときに、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 45 年 10 月時点では、特例納付による場合を除き、43 年 6 月以前は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は母親から申立期間の保険料をさかのぼって納付したことを聞いた記憶は無いと説明しているなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、現在所持する国民年金手帳以外に手帳を所持していた記憶は無いと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 8 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

私は、妻の勧めで妻と一緒に国民年金に加入し、それ以降、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を区役所出張所で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が居住する区を管轄する社会保険事務所の当時の国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の妻の手帳記号番号は昭和 36 年 3 月に払い出されていることが確認できるが、その前後に申立人の手帳記号番号の払出しは見当たらず、国民年金制度発足当時、夫婦一緒に加入手続を行った状況は確認できないなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和 40 年 7 月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

私の国民年金は、申立期間当時、私が勤務していた会社を経営していた兄か姉が加入手続をしてくれた。国民年金保険料は、兄に頼まれて郵便局で購入した印紙を手帳に貼付して納付したこともあった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、一緒に保険料を納付していたとする申立人の兄は、国民年金手帳の記号番号が申立人より後の昭和 40 年 3 月ごろに払い出されており、申立期間の自身の保険料も未納となっているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の手帳記号番号は昭和 39 年 3 月に夫婦連番で払い出されており、平成 7 年 9 月に資格得喪記録が訂正されるまで資格取得日は 38 年 2 月とされていたことから、申立期間の大半は当時未加入期間で、制度上、保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 3 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月から 53 年 3 月まで

私は、昭和 58 年に市役所で国民年金に加入した時、市役所職員から未納であった国民年金保険料を 20 歳までさかのぼって納付できると聞き、38 万円の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が申立期間の保険料を納付したとする昭和 58 年は、第 3 回特例納付実施期間（53 年 7 月から 55 年 6 月まで）外である上、申立人は、保険料の納付場所等に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 61 年 7 月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は、現在所持する手帳以外に手帳を所持した記憶は無いと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの期間、45 年 4 月から 46 年 3 月までの期間、48 年 4 月から同年 6 月までの期間、48 年 10 月から 50 年 9 月までの期間、51 年 1 月から同年 9 月までの期間及び 52 年 1 月から 59 年 3 月まで期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 38 年 5 月まで  
② 昭和 38 年 6 月から 40 年 3 月まで  
③ 昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月まで  
④ 昭和 48 年 4 月から同年 6 月まで  
⑤ 昭和 48 年 10 月から 50 年 9 月まで  
⑥ 昭和 51 年 1 月から同年 9 月まで  
⑦ 昭和 52 年 1 月から 53 年 3 月まで  
⑧ 昭和 53 年 4 月から 57 年 3 月まで  
⑨ 昭和 57 年 4 月から 59 年 3 月まで

私は、妻から、昭和 55 年ごろ、社会保険庁の職員が自宅に来て、「申立期間の国民年金保険料を納付しないと、将来年金が受け取れなくなる」と言われ、後日、社会保険事務所で私と妻の未納分の保険料として 63 万円を納付したと聞いている。申立期間の保険料が納付されていない記録となっていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の夫は、申立期間の保険料の納付等に関与しておらず、申立期間の保険料の納付場所、納付金額についての記

憶が曖昧<sup>あいまい</sup>である上、納付を行っていたとする申立人から納付状況について聴取できないため、当時の状況が不明確である。

また、申立期間⑧の一部及び申立期間⑨については、申立人が申立期間の保険料をまとめて納付したとする時点より後の期間である上、特例納付の納付対象期間ではないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 44 年 3 月まで

私は、20 歳になった昭和 38 年 4 月ごろ、市役所で国民年金への加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきたはずである。最初の 1 年間は母親が自分の分の保険料と一緒に納付し、その後は自分で市役所の窓口で保険料を納付した。保険料を納めると国民年金手帳に印紙を貼り、併せて印を押してくれ、1 年間保険料を納め終わると年金手帳の右半分を役所の方で切り取っていったことも覚えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料の納付時期、納付方法等に関する申立人の記憶は曖昧である上、申立人の保険料を納付していたとする母親から納付状況等を聴取することができないため、当時の事情が不明確であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 44 年 10 月時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付することはできない期間であるとともに、42 年 7 月から 44 年 3 月までの期間は過年度納付が可能な期間であるが、申立人にはさかのぼって納付した記憶は無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 2 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 61 年 3 月まで

私の国民年金は、昭和 62 年 3 月ごろ、区役所職員が自宅に来て「あなたの国民年金保険料が未納になっていて大変困っている。このままでは年金はもらえない」と言われ無理して追納した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間当時、申立人の居住する区では、区役所職員が自宅を訪ね、国民年金保険料の追納を求め、追納された保険料を収受することは行っていないとしている。また、追納を行ったとする昭和 62 年 3 月ごろは、申立期間当初の 51 年 12 月以前の期間については、追納が可能である 10 年の期限を経過している上、追納により納付済みと主張している期間の後に未納期間があるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間は、受給資格期間の計算上は、納付済み期間と同様の期間として扱われる申請免除及び法定免除期間であり、追納の有無は年金受給権の有無には関係しないことから、申立人の主張は不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から同年12月まで

私は、夫が共済組合に加入したことから、昭和48年10月に国民年金の任意加入の手続をし、申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間が未加入とされ、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に任意加入して申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、申立人は、申立期間当初に区の出張所で任意加入手続をしたと説明しているものの、申立人が所持する国民年金手帳には、昭和48年10月1日に国民年金強制加入資格を喪失と記載されており、申立期間当初に任意加入資格を取得したとの記載がない上、任意加入後の保険料の納付月数の記憶に曖昧な点がある。また、申立人が所持する領収書により申立期間の保険料が納付されたことは確認できるものの、申立人の特殊台帳には、48年10月から同年12月の欄に申立期間の保険料相当額が還付された旨記載されており、申立人の夫が申立期間当初に共済組合に加入していることを踏まえると、申立期間の保険料が還付されていることに不自然さは見られない。さらに、申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらないなど、申立人が国民年金に任意加入して申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から52年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年4月から52年6月まで

私の母は、昭和46年4月に私の国民年金の加入手続をし、申立期間の私の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人及び保険料を納付していたとする母親は加入手続の場所及び保険料額等の記憶が曖昧であるなど、申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和54年2月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月から50年3月まで

私は、昭和50年から55年ごろの間に、過去の未納分の国民年金保険料をまとめて特例納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、保険料を特例納付したとする昭和50年から55年の間には、第2回特例納付及び第3回特例納付が実施されているものの、申立人は、納付したとする具体的な時期の記憶が曖昧である上、納付したとする保険料額は第2回特例納付等又は第3回特例納付により申立期間の保険料を納付した場合のいずれの金額とも大きく相違するなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 7 月から 43 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 7 月から 43 年 9 月まで

私は、結婚後、市の支所で国民年金に加入し、市外に転出した昭和 45 年 8 月よりも前に、結婚前の納付していなかった国民年金保険料をさかのぼって納付できると聞き、保険料をまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人が保険料を納付したとする昭和 45 年 8 月よりも前の同年 7 月から第 1 回特例納付が開始されているものの、申立人は、申立期間の保険料をさかのぼって納付できることを知った経緯や保険料の具体的な納付時期、納付方法、納付場所、納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 44 年 9 月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から47年12月までの期間及び48年4月から49年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年10月から47年12月まで  
② 昭和48年4月から49年4月まで

私は、会社を退職後、母から勧められて国民年金に加入した。母と一緒に町役場に国民年金保険料の納付に行っていた記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間当時の保険料の金額及び納付頻度等に関する記憶が曖昧であり、また、一緒に保険料の納付を行っていたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和55年4月は特例納付ができる時期ではあったものの、申立人は特例納付を行った記憶は無いと説明しているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から同年 10 月まで

私は、懇意にしていた郵便局の職員に国民年金制度ができるので加入した方がよいと勧められて、制度ができた最初から加入した。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明確である。

また、社会保険庁の記録では、申立人は、昭和 36 年 11 月に任意加入被保険者の資格を取得しており、任意加入被保険者の保険料納付義務は資格取得日から発生するため、制度上、申立期間の保険料をさかのぼって納付することができないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から50年3月までの期間及び57年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年1月から50年3月まで  
② 昭和57年1月から同年3月まで

私が20歳になったところに、母は、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。その後、夫と同居する前から自身で保険料を納付するようになり、夫の保険料も私が納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和50年3月時点では、当該期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は、当該期間の保険料をさかのぼって納付したことは無いと説明していること、当該手帳記号番号の手帳のほかに、別の手帳を所持していた記憶も無いと説明していること、申立人とほぼ同時期に手帳記号番号が払い出されている申立人の次兄は、申立人と同様、当該期間直後の50年4月分の保険料から納付を開始していることなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間②については、保険料を一緒に納付したとする夫も当該期間の自身の保険料が未納であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から48年3月までの期間及び48年9月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年1月から48年3月まで  
② 昭和48年9月から同年11月まで

私の父は、私が昭和47年1月に退職後、市役所で私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。父からそのことを聞いた記憶があり、国民年金手帳にも、被保険者となった日が昭和47年1月と記載されている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立人は、父親から申立人の国民年金の加入手続をしてきたと言われた記憶があり、申立人が所持する国民年金手帳には「はじめて被保険者となった日」欄に「昭和47年1月」と記載されていることから、申立期間の保険料を父親は納付したはずと主張しているが、当該欄は、被保険者となった時期を記載したものであり、加入手続をした時期や保険料の納付が開始された時期を示すものではない上、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成元年7月に払い出されていることが確認できるなど、父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 1 月から 50 年 9 月までの期間の国民年金保険料及び付加保険料、55 年 7 月から 56 年 3 月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 1 月から 50 年 9 月まで  
② 昭和 55 年 7 月から 56 年 3 月まで

私は、結婚した翌年の昭和 48 年 1 月ごろに、義母に付き添ってもらって国民年金の任意加入の手続を行い、金融機関で付加保険料を含む国民年金保険料を納付してきた。申立期間①の国民年金保険料及び付加保険料、申立期間②の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間①については、申立人は、国民年金への加入時期、加入場所及び加入手続に関する記憶が曖昧である上、申立人の所持する国民年金手帳から、申立人は、当該期間後の昭和 50 年 10 月に国民年金に任意加入していることが確認でき、制度上、任意加入の場合にはさかのぼって保険料を納付することができない。また、申立人は 48 年 1 月ごろに国民年金の加入手続を行うと同時に、付加保険料を含めて保険料を納付していたと説明しているが、申立人が説明する付加保険料の額は当時の付加保険料額と相違しているなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。さらに、申立人が以前所持していたとする手帳の色は当該期間当時に発行されていたものと異なる上、当該期間当時に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人が所持する保険料の領収証書により、納付した金額は、当該期間の定額保険料のみの金額と一致していることが確認できるなど、当該期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事

情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 9 月から 39 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 9 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月から 39 年 8 月まで

私は、昭和 37 年 9 月に会社退職後、区役所で国民年金の加入手続をし、その後は集金人に国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の時期に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間当時に保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間については、平成 5 年 12 月に資格得喪記録が訂正されたことにより未加入期間から未納期間に整備されたものであり、当該整備時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年12月から7年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月から7年5月まで

私は、平成5年12月に会社を退職し、翌年1月に、区役所で国民年金に再加入し、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、納付したとする保険料の金額の記憶が曖昧である上、社会保険庁の記録では、平成9年4月に、申立期間当初の厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、同年7月28日に申立期間直後の7年6月から8年3月までの保険料を過年度納付していることが確認でき、当該納付時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成12年10月から13年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年10月から13年6月まで

私は、60歳になる前月の平成13年6月に社会保険事務所で申立期間の国民年金保険料が未納であると教えられ、同年7月に約12万円の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料を納付したとする平成13年7月時点では、社会保険事務所は、申立期間のうち13年4月から同年6月までの保険料の収納を取り扱っていない。また、社会保険庁の記録では、申立人は、18年7月に、申立期間当初の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更が行われていることから、保険料を納付したとする時点では、申立期間の保険料の納付書が発行されず、当該保険料を納付できなかったと考えられる上、第1号被保険者に種別変更された時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 1 月から 55 年 3 月までの期間及び 55 年 7 月から 59 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 1 月から 55 年 3 月まで  
② 昭和 55 年 7 月から 59 年 3 月まで

私は、国民年金に加入してからは、国民年金保険料を金融機関で毎月納付していた。昭和 57 年 4 月以降の期間については、当時は、保険料免除の制度についての知識もなかったため免除申請するはずはない。申立期間の保険料が未納及び免除とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 55 年 8 月時点で当該期間の保険料は過年度納付することができるものの、申立人はさかのぼって保険料を納付した記憶は無いと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②のうち、昭和 55 年 7 月から 57 年 3 月までの期間については、申立人及びその夫の特殊台帳の昭和 55 年度及び 56 年度の欄には、過年度保険料の納付書が発送された旨の記載があるが、当該期間は夫の保険料も未納であり、申立人が納付していたとする金額は当時の保険料額と大きく異なる。また、申立期間②のうち、57 年 4 月から 59 年 3 月までの期間については、申立人の当時の住所地を管轄する社会保険事務所が保管する特殊台帳と当時居住していた市が保管する被保険者名簿のいずれにおいても、申立期間は保険料の申請免除期間である旨が記載されており、記録の不整合はみられないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事

情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から51年3月までの期間及び63年7月から平成元年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月から51年3月まで  
② 昭和63年7月から平成元年4月まで

私は、国民年金に加入後、国民年金保険料を納付してきた。婚姻後は妻の保険料も一緒に納付し、納付期限に遅れても忘れずに払ってきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、144か月と長期間であり、申立人は国民年金の加入手続及び婚姻前の保険料の納付場所に関する記憶が曖昧である上、申立人の妻は、当該期間のうち婚姻後の自身の保険料が未納であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和47年12月時点では、当該期間の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人は、別の手帳を所持していたことはないと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間②については、保険料を一緒に納付したとする妻も当該期間の自身の保険料が未納であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 6 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 6 月から 53 年 3 月まで  
私の両親は、保険の仕事をしており国民年金が大切なことを知っていたため、私が 20 歳になってからの国民年金保険料を納付してくれていたはずである。私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親は、申立人の国民年金の加入時期等に関する記憶が不明確である。

また、申立人の被保険者名簿から、昭和 53 年 12 月に申立人の国民年金の加入手続が行われたことが確認できるが、母親は申立期間の保険料をさかのぼって納付した記憶が不明確であるなど、申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 58 年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 4 月から同年 6 月まで  
② 昭和 58 年 8 月

私は、昭和 58 年 4 月に会社を退職し、同年に再就職するまでの期間は国民年金と国民健康保険の両方に加入し、保険料を納付していたと思う。58 年分の給与所得の源泉徴収票には、申告による社会保険料の控除金額が記載されている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況について記憶が曖昧である。また、申立人は、昭和 58 年分の給与所得の源泉徴収票に記載された「社会保険料等の金額」欄の金額は、当該申立期間の国民年金保険料及び国民健康保険料の合計金額であると説明しているが、当該記載額は、申立期間について、国民年金及び国民健康保険の両方の保険料を納付した場合の合計額とは大きく相違しているなど、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成 7 年 9 月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 6 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

私は、国民年金に加入後、自宅まで集金に来ていた集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料納付の時期に関する記憶が曖昧である上、申立人が所持する国民年金手帳の昭和 36 年度の印紙検認記録の頁には検認印等が無く、また、申立人は申立期間の保険料をさかのぼって納付した記憶が無いと説明していること、申立人と一緒に国民年金の保険料を納付したとする夫及び国民年金手帳の記号番号が申立人と連番で払い出されている義妹 4 名は、自身の申立期間の保険料が申立期間当時は未納であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月及び同年8月、46年3月から47年3月までの期間、49年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年7月及び同年8月  
② 昭和46年3月から47年3月まで  
③ 昭和49年1月から同年3月まで

母は、私の国民年金の加入手続をして国民年金保険料を納付してくれたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付をしていたとする母親からは当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立期間①及び②当時、同居していた兄も、昭和48年3月に婚姻するまでの同居期間の保険料が未納であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が当時居住していた市及び所轄社会保険事務所において、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間については、申立人の厚生年金保険の当該期間に係る標準報酬月額  
の記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 1 月 1 日から 8 年 7 月 31 日まで

「ねんきん特別便」が届き、社会保険事務所で記録を確認したところ、  
会社が倒産した時期から、さかのぼって約 5 年分の標準報酬月額が減額さ  
れていた。会社が倒産しているため当時の資料が見つからないが、標準報  
酬月額が 53 万円から 9 万 2,000 円に変更になっているのは不自然であり、  
記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役を務めていた A 社は、社会保険庁のオンライン記録に  
より、厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 8 年 7 月 31 日以降の同年  
9 月 10 日に、申立人の標準報酬月額について、3 年 1 月から同年 7 月までが  
53 万円から 9 万 2,000 円に、同年 8 月から 5 年 9 月までが 50 万円から 9 万  
2,000 円に、同年 10 月から 6 年 7 月までが 53 万円から 9 万 2,000 円に、同  
年 8 月から 7 年 7 月までが 47 万円から 9 万 2,000 円に、7 年 8 月から 8 年 6  
月までが 41 万円から 9 万 2,000 円にそれぞれさかのぼって訂正されているこ  
とが確認できる。

また、申立人の提出した平成 8 年分の「給与所得に対する所得税源泉徴収  
簿」から申立期間の一部ではあるが、給与所得 41 万円の標準報酬月額に相当  
する社会保険料が控除されていることが確認できる。

しかし、申立人は、申立期間当時、自分が代表取締役で、かつ、社会保険  
事務責任者であると認めている上、平成 8 年当時に会社の資金繰りが悪化し、  
社会保険料を滞納していたと供述しているところ、A 社の経理担当役員であ  
る申立人の妻は、「同年 6 月ごろに管轄の社会保険事務所に出向き、代表取  
締役である申立人の標準報酬月額について、さかのぼって減額の手続をし

た。」と供述していることから、同社の代表取締役として、自らの標準報酬月額減額処理の届出その他について、責任を負うべきであり、また、知らなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間当時にA社の業務の執行に責任を有する代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額減額処理に関与しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月26日から52年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に取締役として勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和51年3月20日から52年9月1日まで勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主や同僚の供述及び商業登記簿謄本から、申立人は、申立期間当時、A社の取締役であったことが認められる。

しかし、申立期間当時の事業主は、「申立人の勤務について、常勤勤務ではなく、顧問契約として経理を見てもらっていた。最初の1か月は被保険者の要件を満たしていたかもしれない。」と供述している。

また、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で、所在の判明した他の取締役及び幹部職員に照会したところ、他の取締役は、申立人の勤務日数や勤務時間は不明としながらも、「申立人が他社と兼任していて、月1回位来社していた。」と供述し、幹部職員は、「月1回位で2、3時間程度の勤務であった。」と供述している。

さらに、申立人は、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和51年3月の1か月間のみ厚生年金保険の被保険者として記録されているものの、当該記録では、申立人の51年3月の標準報酬月額、3万3,000円であり、他の取締役の同月の標準報酬月額及び、翌月入社した新入社員の標準報酬月額よりも低額であることから判断すると、申立人が常勤の取締役として勤務していたとは考え難い。

加えて、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿

において、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を喪失した直後の昭和 51 年 5 月 7 日に健康保険証を返却した記録が認められる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年11月27日から31年9月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和28年5月ごろから34年6月1日まで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社における申立人の同僚の供述から、勤務の開始時期は特定できないが、申立人は、申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社は、昭和28年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているものの、29年11月27日に全喪し、さらに、31年9月1日に再び適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていない。

また、A社の当時の事業主は、既に死亡していることから、申立期間中の申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができず、現在の事業主は、申立人の申立期間当時の厚生年金保険の加入のことは分からないが、厚生年金保険の未加入時期について厚生年金保険料を控除することはないとしている。

さらに、申立人と同時期に勤務し、唯一照会ができた同僚は、会社が適用事業所となっていない期間について、給与からの厚生年金保険料の控除の有無は不明と供述している。

加えて、申立人と同じく申立期間に記録が無い同僚は、5人確認できるがすべて、死亡又は連絡先が不明で、申立期間におけるA社の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から同年 11 月まで

A 商會に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。同商會に勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA商會に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、申立人が、申立期間当時勤務していたとするA商會は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い上、同商會の所在地を管轄する法務局においても商業登記の記録は確認できない。

また、申立人は、A商會においては、水道工事を業務としていたと説明していることから、B県C局に照会したが、申立期間当時の資料は保存されておらず、同商會が存在していたことについて確認できない。

さらに、申立人は、A商會の事業主及び同僚等の氏名を覚えていないため、これらの者から、申立人の同商會における勤務の状況や厚生年金保険料の控除などについて確認することができない。

このほか、申立人について、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年5月1日から26年11月30日まで  
申立期間にA社B工場で勤務していたので、結婚前の期間であるため詳細は不明であるが、厚生年金保険被保険者記録を確認してほしい。  
(注)申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が作成した履歴書により、申立期間にA社B工場に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、申立期間において、A社B工場は、厚生年金保険の適用事業所となっておらず、同工場の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

また、A社B工場が所在していたとされるC市において、A社と類似の名称で製糸工場を運営していたD社に対して、申立期間当時における申立人の在籍の有無を照会したが、同社においても申立人が在籍していたことを確認することはできなかった。

このほか、申立人について、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 11 月 21 日から 40 年 9 月 20 日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社（現在は、B社）C工場で勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。A社C工場には、昭和 38 年 11 月 21 日から 40 年 9 月 20 日まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社C工場における当時の従業員及び上司の遺族の供述から、申立期間当時、申立人がA社C工場に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時、A社C工場で人事労務を担当していた者は、「A社C工場では、4月1日に定期採用する本工については、入社してから6か月の試用期間経過後に厚生年金保険に加入させていたが、途中で採用する臨時工については、厚生年金保険に加入させない取扱いだった。臨時工のうち、長期勤務の可能性のある者等は、試験に合格した場合に本工となり、厚生年金保険に加入させていた。」と供述している。

また、社会保険事務所のA社C工場に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の従業員に照会したところ、そのうちの一人は、「自分は昭和 28 年春ごろに臨時工として入社した。入社してから1年後に試験を受けて本工になった。」と供述している。そして、この供述は、社会保険事務所において、当該従業員に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日が、昭和 29 年 6 月 1 日で記録されていることと一致する。

これらのことから判断すると、申立期間当時、A社C工場では、臨時工を

厚生年金保険に加入させない取扱いであったと認められる。

一方、このことについて、申立人は、「自分は4月1日の採用ではなく途中で採用された。本工になるための試験を受けたことはない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料が無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年9月16日から26年4月1日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A事業所に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同事業所に昭和26年3月末まで勤務していたはずなので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和26年3月末までA事業所に勤務していたと申し立てている。一方、当時、駐留軍施設に勤務する従業員の労務管理は、渉外労務管理事務所により行われていたところ、申立人が勤務していたA事業所の従業員の労務管理を行っていたB渉外労務管理事務所の管理記録は、C局が引き継いでいる。C局が保管しているA事業所の従業員に係る厚生年金保険の被保険者資格記録では、申立人は、昭和24年4月1日に被保険者資格を取得、同年6月1日に資格を喪失し、同日に再度資格を取得、同年9月16日に資格を喪失しており、当該記録は、社会保険事務所の申立人に係るB渉外労務管理事務所における厚生年金保険の加入記録と一致している。そして、C局は、「昭和24年9月16日で資格喪失しているので、それ以後は、保険料控除はしていないと考えられる。」としている。

また、申立人は、A事業所における当時の同僚を二人記憶しているが、一人は既に死亡しており、もう一人は、申立人が同事業所で勤務していたことを記憶していたものの、申立人の退職時期までは記憶していなかった。

そこで、申立人の厚生年金保険の加入記録があるB渉外労務管理事務所に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の従業員に照会したところ、そのうちの一人は、

申立人と同一業務で一緒に勤務していたが、申立人の退職時期までは覚えていないと供述しており、そのほかの者は、申立人のことを記憶していなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年1月1日から同年10月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和27年1月から同社に勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和27年1月からA社に継続して勤務していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A社は、昭和27年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、A社は、その事業が廃止されている上、同社の代表取締役は既に死亡していることから、同社及び当該代表取締役から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人が記憶している複数の当時の同僚及び社会保険事務所の記録においてA社が適用事業所となった昭和27年10月1日にA社における被保険者資格を取得している複数の従業員については、いずれも所在が不明であり、供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料が無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月 1 日から 50 年 3 月 1 日まで又は  
51 年 8 月 28 日から 55 年 6 月 1 日までの期間の  
うちの約 1 年間

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和 49 年 4 月 1 日から 50 年 3 月 1 日までの期間又は 51 年 8 月 28 日から 55 年 6 月 1 日までの期間のうちの約 1 年間勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の従業員の証言により、勤務期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、申立期間当時の同社の正社員に係る人事記録を確認したところ、申立人に係る同記録が見当たらないため、申立人が同社に正社員として勤務していたことを確認することはできないとしている。

また、申立人は、申立期間当時のA社における同僚の氏名を記憶していないため、社会保険事務所の同社の厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員のうち、連絡が取れた5人の従業員に、申立人の勤務の状況等について照会したところ、1人の従業員は、申立人のことを記憶していたものの、申立人の勤務期間や厚生年金保険料の控除について具体的な記憶は無く、残る4人の従業員は、申立人を記憶していない。

さらに、入社時はアルバイトとして雇用された従業員は、「正社員として採用された時期からは厚生年金保険の記録がある。」と供述している。

加えて、社会保険事務所のA社の厚生年金保険被保険者名簿には、被保険者整理番号の欠番や不自然な訂正跡も無いことから、社会保険事務所において申立人に係る厚生年金保険の記録が失われたとは考え難い上、社会保険庁の記録から、申立人は、申立期間については、国民年金に加入し、その保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から 40 年 5 月 26 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。A社の社長に請われて前職のB社を退職し、すぐにA社に入社したので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

現在のA社の事業主は、「申立期間当時の事業主は、既に死亡しており、証拠となる資料は保有していないが、自分は、申立人のことを記憶しており、申立人は、前職であるB社を退職後、しばらく経ってからA社に入社した記憶がある。」と供述している。

また、申立人が氏名を記憶していた複数の同僚のうち、連絡が取れた一人の同僚に対し、申立人の申立期間に係る勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について照会したところ、当該同僚は申立人のことを記憶していたが、申立人の入社日や厚生年金保険料の控除については分からないとしている。そこで、社会保険事務所のA社の厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険に加入している複数の従業員に照会したところ、申立人のことを記憶している従業員はいなかったが、当該複数の従業員は、「入社日と厚生年金保険の取得日は一致している。」と供述している。

このほか、申立人は、申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたと主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、A社の事務担当者は、「申立期間に係る、申立人の厚生年金記録は無いが、同社は事実どおりの手続をしており、未加入者から保険料控除をすることは絶対無く、当時の事業主もそんな人ではな

い。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 7 月 2 日から同年 11 月 1 日まで  
② 昭和 43 年 11 月 20 日から同年 12 月 25 日まで  
③ 昭和 56 年 2 月 22 日から同年 7 月 26 日まで  
④ 昭和 56 年 8 月 26 日から同年 12 月 31 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間①、C社に勤務していた申立期間②、D社（現在は、E社）に勤務していた申立期間③、F社に勤務していた申立期間④について、加入記録が無い旨の回答をもらった。それぞれの期間について、勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の当時の事業主は、申立人のことを記憶していないことから、申立人の申立期間①に係る勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、A社の後継事業所であるB社においても、当時の従業員や厚生年金保険に関する資料を保有していないことなどから、申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができないと回答している。

さらに、申立人が氏名を記憶していた同僚に申立人の申立期間①に係る勤務の実態や厚生年金保険の加入状況について照会したところ、当該同僚は、申立人のことを記憶していない。そこで、社会保険事務所のA社の厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間①当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、申立人のことを記憶している者はいなかった。

申立期間②について、C社は、社会保険事務所には適用事業所としての記録が無い上、所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も見当たらない。

また、申立人は、事業主及び同僚の氏名について、記憶しているのは名字だけであるため、これらの者を特定することができず、これらの者から同社における申立人の勤務の実態や厚生年金保険の加入の取扱いについて確認することができない。

申立期間③について、当時のD社の事業主の供述から判断すると、申立人は、同社に運転手として勤務していたことが認められる。

しかし、当該事業主は、「当時は、申立人とD社との間で請負契約を結び、給与ではなく請負代金を申立人に対して支払っており、同社において厚生年金保険に加入させておらず、保険料の控除もしていない。」と供述している。

また、申立人が記憶していた一人の同僚は、社会保険事務所のD社の厚生年金保険被保険者名簿に氏名が無く、連絡先が不明である。そこで、当該被保険者名簿から、申立期間③当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したが、申立人のことを記憶している者はいなかった。

さらに、申立人は、昭和56年2月21日に国民年金に加入しており、申立期間③当時は、その保険料を納付していることが確認できる。

申立期間④について、当時のF社の社会保険事務担当者及び複数の従業員の供述から判断すると、申立人が、勤務期間は特定できないものの、当時、当該事業所に勤務していたことが認められる。

しかし、F社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は死亡しているため、申立人の申立期間④に係る勤務の実態や厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、申立期間④当時のF社の社会保険事務担当者は、「当時の同社では、入社から3か月程度の試用期間があり、当該期間は勤務実態がありながら、厚生年金保険に加入させない取扱いがあった。」と供述している。

さらに、社会保険事務所のF社の厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間④当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、3人の従業員が申立人のことを記憶していたが、勤務期間や厚生年金保険の加入状況については分からないとしており、そのうち二人の従業員は、当時の当該事業所では、3か月程度の試用期間があったと回答している。

このほか、申立人は、申立期間①、②、③及び④について、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたと主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年ごろから 39 年 9 月 7 日まで  
② 昭和 40 年 7 月 24 日から同年 11 月ごろまで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和 37 年ごろから同社に勤務し、40 年 11 月ごろに退職した記憶があるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、申立期間当時の従業員や厚生年金保険に関する資料を保有していないことなどから、申立期間①及び②における申立人の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況について確認することができないとしている。そこで、申立期間①及び②当時のA社の社会保険事務担当者に照会したところ、同社では、厚生年金保険と雇用保険をセットで加入させており、退職時にセットで資格喪失手続をしていたと供述している。一方、申立人が記憶していた同僚についても、雇用保険の加入記録から厚生年金保険と雇用保険の資格取得日及び資格喪失日が一致していることが確認できる上、申立人の厚生年金保険と雇用保険の資格取得日及び資格喪失日の記録もおおむね一致している。

また、申立人が記憶していた複数の同僚に対し、申立人の申立期間に係る勤務の実態や厚生年金保険の加入状況について照会したところ、3人の同僚が申立人のことを記憶していたが、厚生年金保険の加入状況については分からないと回答している。そこで、社会保険事務所のA社の厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間①及び②当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、申立人のことを記憶している者

はいなかったが、照会した従業員のほとんどが、「入社日と厚生年金保険及び雇用保険の取得日は一致している。」と供述している。

このほか、申立人は、申立期間①及び②について、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたと主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 1 月 1 日から 7 年 11 月 30 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が取締役総務部長を務めていたA社は、平成 7 年 11 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同年 12 月 4 日付けで申立人の標準報酬月額の記録が、5 年 1 月から 6 年 10 月までの期間については、53 万円から 15 万円に、6 年 11 月から 7 年 10 月までの期間については、56 万円から 15 万円にそれぞれさかのぼって訂正されたことが社会保険庁のオンライン記録により確認でき、事業主及び取締役 1 名についても、申立人と同様の処理がなされている。

一方、申立人は、A社の取締役総務部長として社会保険の事務手続を自らが行ったとしており、平成 2 年ごろより厚生年金保険料を含む社会保険料の滞納が発生し、度々、その支払について、B社会保険事務所と交渉を行っていたところ、当該社会保険事務所の担当者から数年分の保険料の未納額及び滞納額を解消する方法として、申立人を含む役員 3 名について、厚生年金保険の標準報酬月額をさかのぼって引き下げるという提案を受け、それに同意して標準報酬月額の引下げの手続を行ったと供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の社会保険に関する事務等を担当する取締役総務部長として、自らの標準報酬月額の減額処理に

一旦同意しながら、当該処理を有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年ごろから 29 年ごろまで  
② 昭和 33 年ごろから 34 年ごろまで  
③ 昭和 50 年ごろから 52 年ごろまで  
④ 昭和 52 年ごろから同年 11 月 1 日まで  
⑤ 昭和 53 年 5 月 31 日から 54 年ごろまで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間①、同社に勤務していた期間のうち、申立期間④及び⑤、C社に勤務していた申立期間②、D社に勤務していた申立期間③について、加入記録が無い旨の回答をもらった。それぞれの期間について、確かに勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険事務所の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 32 年 2 月 21 日であり、当該期間は、適用事業所となっていない。

また、B社は、申立期間①当時の従業員や厚生年金保険に関する資料を保有していないことなどから、申立人の勤務の実態について確認することができないが、当時は、厚生年金保険の適用事業所となっていないため、厚生年金保険料を給与から控除することはなかったと回答している。

さらに、申立期間①当時のA社の統括管理職であった従業員は、「申立人のことは記憶していないが、当時の同社は、個人経営の事業所であり、厚生年金保険の適用事業所となるための手続を行っておらず、厚生年金保険料を給与から控除することはなかった。」と供述している。

申立期間②について、C社は、既に解散しており、当時の事業主は死亡しているため、申立人の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

そこで、申立期間②当時のC社の工場長に申立人の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況について照会したが、申立人のことを記憶していない。

また、申立人は、申立期間②当時の上司及び同僚の氏名を記憶していないため、社会保険事務所のC社の厚生年金保険被保険者名簿から、当時、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に対し、申立人の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況について照会したが、申立人のことを記憶している者はいなかった。

さらに、社会保険事務所のC社の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の番号に欠番は無い。

申立期間③について、D社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和52年9月1日であり、申立期間③のうち、50年ごろから52年8月31日までの期間は適用事業所となっていない。

また、D社は、既に解散しており、当時の事業主は死亡しているため、申立人の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間③当時の上司及び同僚の氏名を記憶していないため、社会保険事務所のD社の厚生年金保険被保険者名簿から、当時、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に対し、申立人の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況について照会したが、申立人のことを記憶している者はいなかった。そして、回答のあった従業員のうち、二人が当時のD社の従業員名簿を保有していたが、当該名簿に申立人の氏名は見当たらない。

申立期間④及び⑤について、申立人は、A社に勤務していたと申し立てている。

しかし、B社から提出のあった当時の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書及び被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人のA社における厚生年金保険の資格取得日は昭和52年11月1日、資格喪失日は53年5月31日となっており、社会保険事務所における厚生年金保険の記録と一致する上、同年7月31日に政府管掌健康保険の被保険者証を返納していることが確認できる。

また、申立人は、申立期間④及び⑤当時の上司、同僚の氏名を記憶していないため、社会保険事務所のA社の厚生年金保険被保険者名簿から、当該期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に対し、申立人の当該期間に係る勤務の実態や厚生年金保険の加入状況を照会したところ、一人の従業員が申立人のことを記憶しており、当該従業員は、「自分

は、昭和 52 年 5 月 2 日に A 社に入社したが、申立人は、自分より半年くらい遅れて同社に入社し、勤務期間も 6 か月程度であった。」と供述している。

このほか、申立人は、申立期間①、②、③、④及び⑤について、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されたと主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②、③、④及び⑤に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月から 44 年 10 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のA社の役員の娘の供述から判断すると、申立人は、勤務期間は特定できないが、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成9年8月1日であり、申立期間当時は適用事業所となっていない。

また、A社は、既に解散しており、申立期間当時の事業主は死亡していることから、申立人の申立期間に係る勤務の実態や厚生年金保険の加入状況について確認することができない上、申立期間当時のA社の事業主及び同社の取締役であった事業主の妻は、当該期間は、厚生年金保険に加入しておらず、それぞれ国民年金保険料を納付している。

さらに、申立期間当時のA社の役員のうち、連絡が取れた一人の役員に照会したところ、申立人のことを記憶していない上、当時、同社の厚生年金保険の加入状況及び、保険料控除についても記憶していない。

このほか、申立人は、申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたか記憶が定かでないとしており、当該保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給

与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 47 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 8 月 28 日から 2 年 4 月 2 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。平成元年 8 月から当該事業所に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間もA社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は死亡しているため、申立人の申立期間に係る勤務の実態や厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、申立期間当時のA社の経理担当者は、「申立人は、公共職業安定所の紹介で同社に入社したが、公共職業安定所の紹介で入社した従業員については、臨時職員として採用し、入社してから相当期間経過後に正規社員として厚生年金保険に加入させる取扱いがあった。」と供述している上、社会保険庁のオンライン記録から、公共職業安定所の紹介で申立人と同時にA社に入社した従業員の同社における厚生年金保険の資格取得日が、申立人と同日であることが確認できる。

さらに、社会保険事務所のA社の厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間同時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に申立人の申立期間に係る勤務の実態や厚生年金保険の加入状況を照会したところ、二人の従業員が申立人のことを記憶していたが、厚生年金保険の加入状況については分からないと回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月1日から51年11月5日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の記録が無い旨の回答をもらった。この期間は、同社において監査役に就任していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の登記簿謄本等により、申立人が申立期間当時、監査役として同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、申立人は、A社において昭和41年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、47年2月1日に資格喪失した後、51年11月5日に同社において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

一方、A社は、昭和47年2月1日の事業所移転時に全被保険者について厚生年金保険の資格喪失及び再取得の手続を行った際、申立人の手続が漏れたと思われるとしているが、申立期間当時の資料を保有していないことから、申立人を申立期間に厚生年金保険に加入させていなかった理由及び保険料の控除については、確認できないとしている。

また、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の記録は無く、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難く、同名簿から、申立期間当時、同社に勤務していたことが確認できる複数の従業員に照会したところ、二人から回答があり、そのうち一人が申立人のことを記憶していたが、申立人の勤務の状況や保険料控除等については、不明としている。

さらに、申立期間は57か月と長期間であり、この間に複数回の標準報酬月額の時決定が行われる機会があったにもかかわらず、事業主が気付かなかったとは考え難い。

このほか、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を控除していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 12 月 26 日から 3 年 1 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間にB社から同社の関連会社であるA社に異動はあったが、継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びに申立人が所持しているA社及びB社の給与明細書により、申立人は申立期間を含めて3年5月15日までA社に継続して勤務（平成2年12月26日にB社からA社に異動）していることが確認できる。

一方、申立人が所持しているB社の給与明細書は、平成2年1月1日に改正された厚生年金保険の保険料率に基づく同年1月の厚生年金保険料が翌月支給の給与から控除され、同年7月1日に随時改定された標準報酬月額に基づく保険料も翌月支給の給与から控除されていることが確認できる。

また、A社の給与明細書は、平成3年1月1日に改正された保険料率に基づく同年1月の厚生年金保険料が同月支給の給与から控除されていることが確認できる。

このため、B社から支給された平成2年12月の給与及びA社から支給された3年1月の給与から、2年12月の厚生年金保険料の控除は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年から32年まで  
昭和30年から32年ごろまでウエイターとしてA社に勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった集合写真及び当時の同僚の供述から判断すると、勤務期間は特定できないが、申立人が、A社に勤務していたことは推認することができる。

しかし、現在のB社に問い合わせたところ、同社は、申立期間当時の資料等を保管していないことから、申立人の申立期間における勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができないと回答している。

また、上記写真に写っていた従業員について申立人は3人の氏名を記憶していたが、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿では、当該3人のうち2人は厚生年金保険に加入していないことが確認できる。

さらに、上記被保険者名簿から申立期間当時にA社に勤務していたことが確認できる従業員に照会したところ、申立人と同種の業務に従事していたと思われる複数の者に関しても厚生年金保険に加入していないことが確認できた。

以上のことから、申立期間当時、A社はすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではないものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 3 月 21 日から同年 11 月 30 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和 55 年 3 月 21 日から勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、既に廃業しており、また、当時の事業主は死亡し、後を継いだ事業主は、申立期間当時の厚生年金保険の加入状況等を確認できる資料を保管しておらず、厚生年金保険料の控除等について不明としていることから、申立人の申立期間における勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、社会保険事務所の記録では、申立期間当時のA社の厚生年金保険の被保険者は4名であることが確認でき、申立人は、当該4名はいずれも申立人の親族であり、また、申立期間当時同社の経営が厳しかった旨供述している。

さらに、申立人のA社における雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年8月1日から33年3月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和30年8月から勤務し、入社時から厚生年金保険の保険料は給与から控除されていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社における申立人の同僚の供述から判断すると、入社時期は特定できないものの、申立人が昭和33年3月以前から同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社は、昭和33年3月1日に厚生年金保険の適用事業所になっている。

また、A社は、既に解散しており、当時の事業主も死亡していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除については確認することができない。

さらに、A社が適用事業所となる以前から同社に勤務していた複数の同僚は、同社が昭和33年3月ごろに適用事業所となったことを記憶しており、厚生年金保険の適用事業所となる以前の申立期間について、明確な記憶は無いものの、厚生年金保険料を控除されていたとは考えられないと供述している。

加えて、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、同社が適用事業所となった昭和33年3月1日に厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、回答のあった者はいずれも保険料を控除されたことを確認できる給与明細書等の資料は保管して

おらず、また、当時の状況について明確な記憶も無いため、同社の厚生年金保険の加入状況や厚生年金保険料の控除について確認することができないとしている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 8 月から 29 年 3 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社（現在は、B社）C出張所の缶詰工場に勤務した期間の加入記録が無かった。同工場には、昭和 28 年 8 月ごろから 29 年 3 月ごろまで勤務していたので、当該期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社C出張所の缶詰工場に勤務していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社C出張所は、昭和 30 年 4 月 5 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、A社は、本社採用の社員、準社員、嘱託については、人事記録等を保管しているが、現地採用の従業員については、人事記録等を保管していないため、申立人の勤務状況及びA社C出張所の缶詰工場の従業員に係る厚生年金保険の取扱い等については不明であると回答している。

さらに、申立人は、同僚、上司等を記憶していないため、申立人の勤務状況、保険料控除等を確認することができない。

加えて、A社C出張所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 30 年 4 月 5 日に被保険者であった者のうち、申立期間にA社C出張所に勤務していたことが確認できた従業員 3 名は、申立人のことを記憶しておらず、工場勤務の従業員の厚生年金保険の取扱いについても不明であると供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与か

らの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 11 月 1 日から 14 年 5 月 6 日まで  
社会保険事務所の記録では、代表取締役としてA社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与と著しく相違したものに訂正されている。申立期間については、訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を社会保険事務所に納付していたので、申立期間の標準報酬月額を訂正前の記録に戻してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、申立人の標準報酬月額については、当初、平成 10 年 11 月から 12 年 9 月までの期間は 59 万円、同年 10 月から 14 年 4 月までの期間は 62 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 14 年 5 月 6 日）後の同年 5 月 10 日付けで、10 年 11 月 1 日に遡<sup>そく</sup>及<sup>きゅう</sup>して、10 年 11 月から 12 年 9 月までの期間は 9 万 2,000 円、同年 10 月から 14 年 4 月までの期間は 9 万 8,000 円に減額処理されている。

一方、商業登記簿により、上記減額処理が行われた当時、申立人はA社の代表取締役であったことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する滞納処分票には、A社が社会保険料を滞納していたため、社会保険事務所が申立人に来所するよう要請したこと、上記減額処理日の約 2 週間前に申立人が社会保険事務所で面談していること、及び上記減額処理日に関係書類が提出されたことなどが記載されている。

さらに、当時の経理担当者は、滞納保険料を解消するため、社会保険事務所に出向き、申立人の申立期間の標準報酬月額を減額処理する書類を作成・提出したと供述している。このことから、代表取締役であった申立人が関与

せずに上記減額処理がなされたとは考え難く、申立人は、自身の標準報酬月額  
の減額に同意したものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、代表取締役として自らの  
標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該処理は有効なものではないと  
主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険  
の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 月 1 日から 48 年 8 月 31 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間の加入記録が無かった。同社の勤務期間中、毎月、郵便局に行き、振込用紙で厚生年金保険料を納付したため、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、A社は、厚生年金保険の適用事業所の手続が行われていない。

また、申立人は、A社の従業員数は申立人と外国人2名の合計3名であったと供述し、申立人が記憶しているA社と同一フロアにあった別会社の従業員1名も、A社の従業員数は申立人を含めて3名であったと供述していることから、A社は、厚生年金保険法第6条の定める適用事業所の要件を満たしていなかったものと認められる。

さらに、厚生年金保険料は、社会保険事務所から事業主に毎月送付される納入告知書を用いて納付することとされているところ、申立人は、社会保険事務所から事業主あてに納入告知書が送付された記憶は無い上、毎月、自分で給与から計算した保険料（その2分の1を外国人従業員に請求）を、郵便局窓口にある振込用紙を用いて納付したと供述している。

加えて、A社は既に存在せず、その従業員であった外国人2名の氏名及び所在が不明であり、申立人の勤務状況、厚生年金保険料の控除等を確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 63 年 12 月 1 日から平成 2 年 8 月 1 日まで  
②平成 2 年 10 月 1 日から 3 年 12 月 10 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社（現在、B社）に在籍した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に在籍していたのは間違いのないで、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立人は、申立期間①においてA社に在籍し、銀行の保養所に夫婦住込みで管理人として勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、申立期間当時の従業員に関する資料を保管していないことなどから、申立人の申立期間における勤務の状況や厚生年金保険料の控除については確認することができないと回答している。

また、A社の当時の人事担当者は、申立期間当時、保養所等に夫婦住込みで勤務していた従業員については、原則として夫婦の一方のみを厚生年金保険に加入させ、他の一方については厚生年金保険に加入させておらず、未加入者から保険料は控除していなかったはずであると供述している。

このことについては、平成 3 年 1 月に申立人の後任として当該保養所に夫婦住込みで勤務していた夫婦についての厚生年金保険の加入状況をみると、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、妻の加入記録は確認できるものの、夫には同社における厚生年金保険の被保険者としての記録が無いことから裏付けられる。

さらに、申立人夫婦についての厚生年金保険の加入状況をみると、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①

のうち、平成2年1月4日から同年8月1日までの期間については、夫の加入記録しか確認できない。

2 申立人は、申立期間②においても、A社に在籍し、銀行の保養所に夫婦住込みで管理人として勤務していたと申し立てている。

しかし、上記1に記載のとおり、A社は、申立期間当時の従業員に関する資料を保管していないことなどから、申立人の申立期間②における勤務の状況や厚生年金保険料の控除については確認することができないと回答している。

また、当時のA社の申立人の勤務地における責任者は、「申立人夫妻は、平成2年の秋ごろ同社を退職した。」と供述している。

さらに、平成3年1月から申立人の後任の夫婦も、申立人は、平成2年9月末ごろ退職したはずである旨供述している。

3 以上のほか、申立人のA社における雇用保険の記録は、平成2年8月1日に被保険者資格を取得し、同年9月30日に資格を喪失しており、社会保険事務所における申立人の厚生年金保険の被保険者記録とも一致している。

また、社会保険事務庁のオンライン記録により、申立人は申立期間①及び②において国民年金に加入し、その保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月ごろから 38 年 3 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に在籍し、同社B出張所に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に同出張所に勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、平成 11 年 10 月から同社本社と厚生年金保険一括適用事業所となったことから、同社本社に照会したところ、申立期間当時の従業員に係る資料は保存されておらず、申立人の申立期間における勤務の状況や厚生年金保険料の控除については確認することができない。

また、申立人が名前を記憶している同僚 1 名は、申立人は申立期間にA社に勤務していたことは記憶しているものの、申立人の厚生年金保険料の控除までは分からないと供述している。

そこで、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員のうち、所在が判明した 8 名に照会したところ、6 名から回答があったが、いずれも申立人とは勤務地が別であることから、申立人を記憶しておらず、申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除については確認することができない。そして、そのうち、同社において社会保険事務を担当していたとする従業員 1 名は、申立期間当時は 6 か月間程度の試用期間を設けており、この間は厚生年金保険には加入させず、厚生年金保険料も給与から控除していなかった旨供述している。

さらに、上記被保険者名簿において、昭和 37 年 11 月 1 日に厚生年金保険

に加入していることが確認できる従業員2名は、同年3月及び5月頃にそれぞれ入社し、厚生年金保険に加入するまでは厚生年金保険料の控除は無かったと供述していることから、同支社では、当時、入社後一定期間（6か月間程度）が経過した後に厚生年金保険に加入させていたと考えられる。

加えて、申立期間当時の社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、整理番号に欠番は無く、社会保険事務所の事務処理に不自然さはみられない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 2 月 1 日から 9 年 10 月 1 日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の標準報酬月額について照会したところ、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給総額に見合う標準報酬月額よりも低いことが分かった。  
このため、申立期間当時の給料明細書を提出するので、これに基づき、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間（68 か月）について、その保有する給料明細書（26 か月分）により給与支給総額及び厚生年金保険料控除額が確認できる期間について、社会保険庁の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録が、実際の標準報酬月額よりも低いと主張するとともに、給料明細書が無いその他の申立期間（42 か月）についても、同様であると主張している。

しかしながら、申立人が保有している給料明細書には月の記載はあるものの年の記載が無いが、申立人は、給料明細書の年について明確な根拠は無いと供述している。

申立期間のうち、平成 6 年 5 月から同年 11 月までの期間、7 年 1 月、同年 3 月から同年 6 月までの期間、同年 8 月及び同年 9 月、同年 11 月及び同年 12 月、9 年 2 月、同年 4 月及び同年 5 月の期間について、申立人が所持している給料明細書の一部（19 か月分）を、保険料控除額を考慮し申立人の主張とは異なる年の応当月の給料明細書に当てはめ、それぞれの厚生年金保険料控除額から標準報酬月額を算定したところ、当該標準報酬月額は、申立人の申立期間の当該月に係る社会保険庁の標準報酬月額の記録と一致する。

このため、事業主は、上記期間に係る申立人の給料において、社会保険庁

の記録どおりの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除していたと認められ、このことについては、上記の当てはめを行った給料明細書に記載されている厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料により算定した社会保険料額が、申立人が保有する平成8年及び9年の源泉徴収票に記載されている社会保険料額に一致することからもうかがえる。

また、申立期間のうち、平成4年2月から6年4月まで、同年12月、7年2月及び同年7月、8年1月から同年12月までの期間（42か月）については、申立人は、給料明細書を保有していないと供述しており、このほかに申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

さらに、申立期間のうち、平成7年10月、9年1月、同年3月及び同年6月から同年9月までの期間（7か月）については、申立人が保有する上記以外の期間における給料明細書は、その主張する年のものであることが推認できる上、社会保険庁の記録どおりの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月 15 日から 44 年 6 月 15 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A病院に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同病院には、昭和 43 年 1 月 15 日から継続して勤務していたので、同日から厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人はA病院に昭和 43 年 1 月 15 日から継続して勤務していたと申し立てているが、同病院に申立人の勤務状況等について照会したところ、申立期間当時の人事記録等を処分しており、申立人の勤務期間については不明であると回答している。

また、申立人がA病院で勤務していたと記憶している同僚 11 名に照会したところ、連絡の取れた 3 名のうち 2 名は、申立人を記憶しているものの、申立人が勤務していた期間については不明としている。

さらに、社会保険事務所のA病院に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に勤務が確認できる複数の従業員に申立人の勤務状況を確認したものの、申立人の勤務期間を記憶している従業員はいなかった。また、これらの者のうち、2 名は試用期間があった旨供述しており、社会保険事務所の記録でも、この 2 名に加え他に 1 名が勤務期間の始期と資格取得日が異なっていることが確認できる。

加えて、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は無く、このほか申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 6 月 2 日から 38 年 7 月 31 日まで  
② 昭和 38 年 8 月 1 日から同年 10 月 19 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社及びB社又はC社に継続して勤務していたが、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。この申立期間の厚生年金保険の加入記録を調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の代表取締役は申立人の名前を記憶しており、同社を退職する際に再就職先を紹介した旨の供述をしていることから、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社が厚生年金保険の適用事業所になったのは、社会保険事務所の記録では昭和 40 年 4 月 15 日であることが確認できる。また、同社の代表取締役は、厚生年金保険の適用事業所となった 40 年 4 月 15 日以前については、従業員の給与から厚生年金保険料を控除したことはないと供述している。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所となる以前から同社に勤務していた複数の元従業員も「当初は給与から保険料を控除されていなかったが、同社が厚生年金保険の適用事業所になった以降、厚生年金保険料が給与から控除された。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②については、B社の元従業員の供述から、申立人がDデパートのC社に勤務していたことが認められる。

しかし、申立人が勤務していたと主張するC社は、法人登記簿ほか不動産

登記簿等からも確認できない上、社会保険事務所の記録ではC社は申立期間に厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

また、C社の隣に出店していたB社に係る厚生年金保険被保険者名簿からも、申立期間②において申立人の名前は確認できない。

さらに、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月から 47 年 7 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、タクシードライバーで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務していたと主張しているが、同社では申立人に係る人事記録を確認できないほか、同社で保管している厚生年金基金資格取得者に係る全員分の被保険者資格取得届の控えの中にも申立人に係る控えは無いと回答している。

また、雇用保険の記録では、申立人はA社において昭和 50 年 3 月 5 日から同年 7 月 26 日までの加入となっており、申立期間における加入記録は確認できなかった。

さらに、申立人が昭和 50 年 8 月から勤務したB社が保管する申立人に係る乗務員台帳には、申立人の前職の履歴としてA社において同年 3 月から同年 7 月まで勤務していた旨が記載されているものの、申立期間に係るA社での勤務履歴は記載されていない。

加えて、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿の中から、申立期間に厚生年金保険に加入していた従業員に照会をしたところ、回答のあった 26 名のうち申立人と同様にC営業所勤務であった 4 名全員が、申立人及び申立人が記憶する同営業所の上司のことを記憶しておらず、さらに、そのうち 2 名は、同様に申立人が記憶する同営業所の別の上司のことを記憶していなかった。

このほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 10 月 1 日から 11 年 3 月 1 日まで

社会保険事務所から、A社に勤務していた、平成 10 年 10 月 1 日から 11 年 3 月 1 日までの厚生年金保険の標準報酬月額が、退職後の 11 年 7 月 30 日に遡<sup>そきゅう</sup>及訂正されているとの報告を受けた。正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人がA社で勤務した期間のうち、申立期間の平成 10 年 10 月から 11 年 2 月までの標準報酬月額は、同年 3 月 1 日に被保険者資格を喪失した以降の同年 7 月 30 日付けで、当初 22 万円と記録されていたものが 16 万円に訂正されている。

この記録について、社会保険事務所では、申立人のA社における平成 10 年 10 月 1 日の標準報酬月額の算定基礎届を同年 9 月に処理しているが、同社の厚生年金保険の適用は一括適用で被保険者数が多いことから、同算定基礎届の入力確認を行った 11 年 7 月 30 日に誤りに気づき 22 万円を正しい届出の 16 万円に訂正したものであるとしている。

また、申立人が保有している平成 11 年の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の総額は、社会保険事務所での訂正した後の 16 万円に見合う標準報酬月額で算出した社会保険料の総額とほぼ一致している。

さらに、A社が加入している厚生年金基金及び健康保険組合の申立人に係る標準報酬月額の記録は、社会保険事務所の訂正後である 16 万円の記録と一致している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 12 月から 10 年 10 月 1 日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が自分の知らない所で減額されているので訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、A社における申立人の厚生年金保険の標準報酬月額が、同社が適用事業所に該当しなくなった平成 10 年 9 月 30 日以後の 11 年 1 月 5 日付けで、6 年 12 月から 7 年 9 月までは 47 万円が 9 万 8,000 円に、7 年 10 月から 8 年 4 月までは 50 万円が 10 万 4,000 円に、8 年 5 月から 9 年 9 月までは 26 万円が 10 万 4,000 円に、9 年 10 月から 10 年 9 月までは 26 万円が 9 万 8,000 円にそれぞれ遡<sup>そきゅう</sup>及して減額訂正されたことが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管していたA社に係る滞納処分票から、同社は、平成 9 年 6 月ごろから厚生年金保険料を含む社会保険料を滞納していることが確認できるところ、申立人は、同社に係る商業登記簿謄本により、6 年 11 月以前から取締役<sup>とくさつやく</sup>に就任し 9 年 11 月 28 日には代表取締役<sup>だいひょうとくさつやく</sup>に就任していることから、滞納した厚生年金保険料の納付について、社会保険事務所から指導を受ける立場にあり、厚生年金保険料の減額に同意していたものと推認できる。

さらに、A社は、同社に係る滞納処分票から、平成 11 年 1 月 5 日に申立人の標準報酬月額が減額された結果、滞納していた保険料が調査決定取消されていることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の社会保険に関する

事務等を担当する代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額に一旦同意しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 8 月 4 日から 46 年 5 月 1 日まで  
② 昭和 46 年 7 月 18 日から同年 9 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答もらった。同社には昭和 44 年 8 月 4 日から 46 年 9 月 1 日まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社は、申立期間当時の事業主が既に死亡していること、申立期間当時の人事関係資料を保有していないことから、申立人が勤務した期間を特定できないと回答している。また、申立人が記憶している申立期間①及び②当時の上司は既に死亡しているため、申立期間当時の状況を聴取することができず、申立人の同社における勤務実態が確認できない。

また、社会保険事務所の保管しているA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間①及び②当時、厚生年金保険に加入していた複数の従業員を抽出し同社への入社及び厚生年金保険の資格取得状況を照会したところ、8人から回答があり、8人のうち4人は入社から厚生年金保険の資格取得まで数か月空いていたと回答している上、そのうちの一人は、「入社当時は厚生年金保険に加入していなかったが、事業主に希望したところ加入させてくれた。」と供述している。

さらに、同僚が記憶していた他の同僚7人のうち二人は、A社において厚生年金保険の加入記録は確認できなかった。

加えて、申立期間の厚生年金保険料の事業主による控除については、申立

人に明確な記憶がなく、また、これを確認できる関連資料や周辺事情もない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 10 月 1 日から 5 年 7 月 1 日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A事業所に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が 18 万円に引き下げられていたことがわかった。しかし、給与支給額に変更は無かった様に記憶しているため、訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成 4 年分の源泉徴収票の給与支払金額に基づき標準報酬月額を試算した結果、社会保険庁が管理している標準報酬月額の記録とおおむね一致していることが確認できる。このため、事業主は、申立期間の申立人の給与から、社会保険庁が管理している記録どおりの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を給与から控除していたものと認められる。

また、申立人は、現在も A 事業所に在職しているため、事業主や同僚に対し問い合わせないでほしいと希望しているため、現在までに判明している資料から判断せざるを得ない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 12 月 10 日から 30 年 10 月まで  
社会保険庁に年金記録を確認したところ、A社の厚生年金保険の資格喪失日が昭和 29 年 12 月 10 日となっているとの回答をもらった。同社には 2 年くらい勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、同社の元事業主も死亡していることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚 6 人に申立人の勤務状況等を照会したところ、5 人は申立人を記憶しておらず、申立人を記憶していた一人も、申立人の勤務期間については不明としており、これらの者から申立人の勤務状況等について確認することができない。

さらに、申立人が申立人と一緒に退職したとしている同僚一人は、社会保険庁のオンライン記録により、申立人の厚生年金保険資格喪失日と同日の昭和 29 年 12 月 10 日に同社での厚生年金保険資格を喪失していることが確認できる。

加えて、社会保険事務所が保管する同社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に欠番が無く、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除を確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 7 月 1 日から 12 年 3 月 1 日まで

A社に代表取締役として勤務した申立期間の標準報酬月額が、給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額となっていない。代表取締役ではあったが、同社に在勤していることは少なく、当時の経理手続は詳しく分からないが、確かに給与から厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、A社は平成 12 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が、同日以降の同年 3 月 3 日に 59 万円から 9 万 2,000 円に遡及して減額訂正されていることが確認できる。

また、申立期間に係る税務申告書の社会保険料額から、申立期間当時、申立人の主張どおりの標準報酬月額に相当する健康保険料及び厚生年金保険料が、申立人の給与から控除されていることが確認できる。

しかしながら、商業登記簿謄本から、申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役であることが確認できる上、「自分を含む何人かの役員の標準報酬月額の減額手続について、承知していた。」と供述している。

また、A社の経理担当者は、「申立期間当時、同社は業績不振で社会保険料を滞納しており、社会保険事務所から標準報酬月額を減額して未納分の保険料を調整することについて話があり、申立人を含む取締役 3 人の標準報酬月額の減額手続を行った。この減額手続を行うにあたっては、代表者印を管理している代表取締役（申立人）が決裁を行った。」と供述していることから、申立人は、自らの標準報酬月額の減額に同意していたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間当時、A社の代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額<sup>そきゅう</sup>の遡及訂正処理に同意しながら、その処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月 1 日から 31 年 7 月 1 日まで  
② 昭和 37 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

昭和 30 年 4 月に A 社に入社し、夜間高校に通いながら、同社に勤務していたが、申立期間①及び②について厚生年金保険加入記録が無い。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 社の同僚の供述により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことはうかがわれる。

しかしながら、A 社の当時の事業主の連絡先は不明であり、その供述は得られず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得及び保険料控除等については不明である。

また、申立期間に A 社に勤務している同僚等 4 名は、入社後、相当期間（最短 3 か月、最長 15 か月間）経過後に厚生年金保険被保険者資格を取得しており、このうち、2 名は申立人と同じく夜間高校に通っていた者であり、両名とも申立人と同日の昭和 31 年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得している。

さらに、A 社の当時の社長の親戚であり、昭和 26、27 年ごろから 37 年ごろまで同社に勤務していたとする従業員 1 名の厚生年金保険被保険者資格取得日は 31 年 7 月 1 日であり、入社後 3 年から 4 年間の未加入期間がある。

申立期間②について、A 社の同僚の供述により、申立人が、申立期間に同社に勤務していたことはうかがわれる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の申立期間は、A 社が昭和 37 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後

の期間である。

また、A社はB社と名称変更しているところ、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和37年4月1日に資格喪失した申立人を含む同社の同僚等13名は、全員が同年6月1日にB社において厚生年金保険被保険者資格を取得している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年から31年11月1日まで  
昭和27年から32年9月7日までA社に勤務していたが、このうち、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。当該期間について厚生年金保険の被保険者であることを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の同僚等の供述から、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立期間当時に、A社の給与計算を行っていたとされる事業主は死亡しており、二代目の事業主も死亡していることから、申立人に係る厚生年金保険の取扱い等について確認できない。このため、申立人が記憶している同僚及び同社の厚生年金保険被保険者名簿に加入記録がある従業員の計5名に照会し、3名から回答があったところ、このうち、昭和30年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している1名は、自身は28年ごろに入社していたとしており、同人は、当時、「同社では従業員の出入りが激しく、資金面で厳しい事情もあったのか、事業主は、従業員を積極的に厚生年金保険に加入させてはいなかった。」と供述している。また、上記3名のうちの別の1名は、29年9月か同年10月ごろに入社したとしているが、厚生年金保険の被保険者資格は30年4月1日に取得している。残る1名は、31年7月5日に入社したとしているが、同年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している。これらのことから、同社では、従業員を、入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月 1 日から 37 年 7 月 26 日まで

A社B支店に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与に見合う標準報酬月額と相違していることが分かったので、正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B支店に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に支給されていた給与と相違していることを申し立てている。

しかしながら、A社は、「申立人の入社申込書は保存されているが、給与額等の内容が分かる書類は保存しておらず、申立期間当時の給与額を確認することはできない。なお、人事記録が保存されていないことから、申立人は、正社員ではなく臨時従業員だったと思う。」と供述している。

また、A社は、「同社の製品である絨毯の売れ行きは、秋口から年末がピークで、夏場はピーク時の半分以下の売上げとなる。販売実績により歩合給は高くなることもあったが、標準報酬月額を決定する定時決定は、売上げが落ちる5月から7月の給与月額が対象となることから、定時決定による標準報酬月額は低い額となることが一般的であった。申立人が支給されたと主張する給与月額は、申立期間当時の物価や正社員の給与額から判断して、高額である。」と供述している。

さらに、社会保険事務所の保管するA社B支店の厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の在籍期間に加入記録のある男子従業員の標準報酬月額の記録をみると、昭和 35 年 10 月から同年 12 月に資格取得している 8 名の従業員は、取得時が 1 万 6,000 円から 3 万 9,000 円、36 年 10 月の定時決定は 2 万

円から2万6,000円となっており、申立人の標準報酬月額記録と同程度のものとなっている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人の申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 3 月 25 日から同年 4 月 1 日まで  
② 昭和 28 年 8 月 1 日から 32 年 4 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の加入記録が無い。同社には、申立期間中継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。また、同社に勤務していた申立期間②の給料は1万 8,000 円くらいであったと記憶しているが、社会保険事務所に照会したところ、給与額と違った標準報酬月額になっているので、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務した期間のうち、申立期間①の加入記録が無いこと及び申立期間②の同社勤務時の給料と社会保険事務所の記録による標準報酬月額に違いがあることを主張している。

しかしながら、A社は昭和 35 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の厚生年金保険被保険者名簿から、被保険者となっている 13 名のうち 12 名は連絡先が不明であり、残る 1 名は連絡先が判明したが、照会の回答を得ることができなかった。

また、A社はB社の代理店であったので、B社に同代理店の情報を得るべく照会したが、同社では申立期間当時の記録が無いという回答であった。

さらに、B社の販売店グループの親睦団体（C協会）に照会したが、同協会では申立期間当時の記録が無いという回答であった。

加えて、商業登記の記録も無く、また、申立人は、事業主や同僚の連絡先を把握していないことから、その供述も得られない。

なお、申立人の主張するA社勤務時の標準報酬月額についても、これを裏付ける給与明細書等や周辺事情等は無く、また、上記に記載のとおり、関係者の供述を得ることができないことから、標準報酬月額の申立内容についても確認することができなかった。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立人の申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年7月1日から28年3月15日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A労務管理事務所にウェイターとして勤務していた昭和25年9月5日から28年3月15日までの期間のうち、申立期間の記録が無いとの回答をもらった。間違いなく当該事業所には勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA労務管理事務所に勤務していたと申し立てているが、「連合軍要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格について」（昭和26年7月3日保発第51号厚生省保険局長から各都道府県知事あて通知）の規定により、B軍の非軍事的業務の事業所に使用される者は、厚生年金保険の強制被保険者としては取り扱わないこととされたことから、申立期間は、厚生年金保険の被保険者とはなり得なかったことが推認される。

また、A労務管理事務所の業務を継承したC労務管理機構の回答では、「保管していた厚生年金資格確認票により、申立人は、当該事業所における厚生年金保険被保険者資格を昭和25年9月5日に取得し26年7月1日に喪失していることが確認でき、このほか従業員に関する資料等を保管していないこと等から、申立人の申立期間当時の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。」としている。

一方、社会保険事務所に保管する申立期間当時のA労務管理事務所に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間前後に当該事業所で被保険者記録がある510名について確認したところ約3分の1の166名についての厚生年

金保険被保険者資格の喪失日が、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和26年7月1日と同日であることから裏付けられる。

さらに、申立人はA労務管理事務所において一緒に勤務していた同僚1名の姓を記憶しているものの、連絡先が不明であること等から供述が得られず、申立人の申立期間当時の勤務状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

加えて、社会保険事務所のA労務管理事務所に係る厚生年金保険被保険者名簿により申立期間当時厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員のうち、連絡の取れた3名はいずれも自分の職種はドライバーであると供述している。このうち1名は、「申立人のことは記憶にあるものの、勤務期間については分からない。」とし、ほかの2名はいずれも申立人のことは記憶に無いと供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 10 年 4 月 1 日から 14 年 3 月 30 日まで  
② 平成 16 年 12 月 1 日から 18 年 10 月 10 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①はA社に、申立期間②はB社に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、社会保険庁の記録から、A社が厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。

また、商業登記簿から、A社は、平成9年10月14日に設立されていることは確認できるが、同社及び同社の代表取締役等の連絡先が不明のため、申立期間当時の厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認することはできない。

さらに、申立人から提出のあった申立期間に係る給与所得の源泉徴収票及び所得税の確定申告書からは、厚生年金保険料が控除された事実は認められない上、申立人の国民健康保険の加入記録を見ると、申立期間のうち平成12年4月20日から14年2月22日までの期間において、国民健康保険の被保険者となっていることが確認できる。

申立期間②について、申立人はB社に勤務していたと申し立てているとこ

ろ、同社から提出された在職証明書により、申立人が同社に在職していたことは認められる。

しかしながら、B社の事業主は、「申立人とは雇用関係に無く、社会保険には加入させていない。また、申立人とは成功報酬の契約を結んでいたものの、一度も報酬を支払ったことが無いので、保険料も控除していない。」旨の供述をしている。

また、申立人から提出のあった所得税の確定申告書の給与所得欄には記載が無く、社会保険料控除欄に記載された金額は、当時の国民健康保険料額と一致しており、さらに、申立人の国民健康保険の加入記録を見ると、申立期間中は、国民健康保険の被保険者となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る雇用保険の加入記録も確認できない上、申立人について申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 35 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。A社には、昭和 33 年 3 月から 35 年 3 月まで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA社に勤務していたと申し立てているところ、同社は、既に廃業しており、事業主も死亡していることから、申立てに係る事実を確認することができない。

また、申立人が記憶する2名の同僚のうち、昭和34年4月に退職した1名の者は、申立人よりも後に退職したと供述し、残りの者は死亡しているため、申立人の勤務実態について確認することができない。

さらに、社会保険庁のオンライン記録から、申立期間当時、A社において厚生年金保険被保険者である30名のうち、連絡の取れた6名全員が申立人に関する記憶は無いと供述している。

加えて、社会保険事務所のA社に係る事業所別被保険者名簿の整理番号に欠番等は見られず、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 3400

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 1 日から 36 年 6 月 12 日まで  
② 昭和 37 年 7 月 30 日から 38 年 3 月 31 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。A社には、昭和 34 年 4 月から 38 年 3 月まで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA社に勤務していたと申し立てているところ、同社は、既に解散しており、同社の代表清算人は、申立てに係る事実を確認できる人事記録等の資料は一切残っていないと供述している。

また、連絡を取ることができた当時の複数の事務担当者は、「当時、申立人と同様の職種の従業員については、入社してから2年程度の試用期間があり、厚生年金保険に加入することを希望しない者も多く見られた。申立人のことは覚えているが、勤務していた時期については定かではなく、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたかどうかは分からない。」と供述している。

さらに、社会保険事務所のA社に係る事業所別被保険者名簿の整理番号に欠番等は見られず、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見当たらない。

このほか、当時の代表者は既に死亡しており、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 5 月 1 日から 37 年 5 月 1 日まで  
② 昭和 38 年 1 月 8 日から 40 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間①及び②について加入記録が無い旨の回答をもらった。A社には昭和 35 年 5 月 1 日から勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の同僚の「昭和 35 年から 40 年までの期間中に申立人と共に 3 件の地質調査に同行した」との具体的な供述から判断すると、申立人は、勤務期間の特定はできないが、同社に勤務していたことが推認される。

しかしながら、A社の当時の事業主は既に死亡している上、現在の事業主は、当時の関係資料を保存しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況は不明としていることから、同社における当該申立期間の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、A社の同僚は、「申立人が昭和 37 年 5 月 1 日に同社の厚生年金保険被保険者資格を取得するまでは臨時雇用の期間であった」と供述している。

さらに、社会保険事務所が管理する申立期間①に係るA社の厚生年金保険被保険者名簿を調査したところ、申立人が当該期間中に厚生年金保険被保険者資格を取得した記録は確認できず、健康保険及び厚生年金保険の整理番号に欠番はなく、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見られない。

申立期間②については、A社の同僚の「申立人が昭和 38 年 1 月初めに同社

を退職し、その際に送別会を行い、その後、申立人の転職先に立ち寄るなどして申立人を励ました記憶がある」との供述から、申立人は、当該期間には、既に同社を退職し、厚生年金保険被保険者として勤務していなかったと推認される。

また、申立人がA社を退職した後に転職した先の事業主は、「申立人が昭和38年1月ごろに就職したことを記憶しており、約9年間在籍していた」と供述している。

さらに、社会保険事務所が管理する申立期間②に係るA社の厚生年金保険被保険者名簿を調査したところ、社会保険事務所の処理に不自然さは見られない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 61 年 2 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和 55 年ごろから勤務しており、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社からの回答書から、申立人は、申立期間に正社員として勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社の代表者は、「申立人について、申立期間に係る厚生年金保険の加入手続を行わなかった」旨供述し、同社は、申立期間当時の厚生年金保険に関する資料を保存しておらず、申立人の申立期間に係る資格の得喪届出及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社の代表者は、「新規雇入れがあった場合は、雇用保険及び社会保険の加入手続は同時に行っていた」と供述しているが、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

さらに、社会保険事務所が管理するA社の厚生年金保険被保険者名簿を調査したものの、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事

業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間①については、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできず、また、申立期間②については、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年10月8日から53年10月1日まで  
② 平成4年12月1日から6年5月31日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無く、申立期間②の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では、代表取締役であったが、申立期間①については厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。また、申立期間②については標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、当該期間にA社の代表取締役として在職していたことが同社の創立総会議事録により確認できるものの、社会保険事務所の管理している適用事業所名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成2年5月1日であり、厚生年金保険の適用事業所とはなっていない期間について、代表取締役である申立人が自身の給与から厚生年金保険料を控除していたとは考え難い。また、同社の元取締役も、「当該期間において、同社は厚生年金保険に加入していなかった」と供述している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間②については、申立人は、当該期間当時、A社の代表取締役とし

て在職し、厚生年金保険の被保険者であったことが社会保険庁のオンライン記録及び同社の登記簿謄本により確認できる。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成6年5月26日）後の6年5月30日付けで、申立期間の平成4年12月から6年4月までの17か月間の標準報酬月額について、さかのぼって減額処理が行われていることが社会保険庁のオンライン記録により確認できる。

一方、申立人は、「A社において、社会保険関係の事務及び経理もすべて自分が担当しており、平成4年から5年ごろに度々社会保険事務所に行った」と供述しており、申立人の供述及び社会保険事務所が保存する滞納処分票の記載内容から、申立人が代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に関与していたと考えるのが自然である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①については、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできない。また、申立期間②については、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に関与していながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 11 月 1 日から 6 年 4 月 30 日まで  
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。申立期間当時は同社の取締役であったが、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の取締役として在職し、厚生年金保険の被保険者であったことが社会保険庁のオンライン記録及び同社の登記簿謄本により確認できる。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 6 年 4 月 30 日）の後の平成 6 年 6 月 8 日付けで、申立期間の平成 5 年 11 月から 6 年 3 月までの 5 か月間の標準報酬月額について、さかのぼって減額処理が行われていることが社会保険事務所の記録により確認できる。

一方、申立人は、申立期間当時、A社の取締役であり経理責任者であったが、代表取締役である父親が死亡していることから、実質的に同社の代表として権限を有していたと認められる上、「社会保険事務所からの指導を受け、A社の取締役として厚生年金保険料の滞納の責任を取り、申立期間の平成 5 年 11 月から 6 年 3 月までの期間についての自らの標準報酬月額の減額に同意した」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社の取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間①については、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできず、また、申立期間②については、申立人が厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで  
② 昭和 61 年 5 月 17 日から同年 6 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A 病院に勤務した申立期間①及びB病院に勤務した申立期間②の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間中、それぞれの病院には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A病院から提出のあった回答書及び職員経歴台帳から、申立人は、昭和 44 年 7 月 1 日から 61 年 3 月 31 日まで同病院に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A病院から提出のあった申立人に係る健康保険・厚生年金保険資格喪失確認通知書では、申立人の申立期間に係る資格喪失日が昭和 61 年 3 月 31 日と記録されている上、同病院の事業主は、「申立人の 61 年 3 月の保険料については給与から控除しておらず、社会保険事務所には当該月に係る保険料は納付していない」と供述している。

また、A病院の担当者は、「厚生年金保険料の控除方法について、申立期間当時においても翌月控除であり、月末退職者の場合は、原則として給与から 2 か月分の保険料を控除する」と供述しているが、申立人から提出のあった給与明細書からは、1 か月分の厚生年金保険料の控除が確認できるのみである。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間②については、申立人から提出のあったB病院の給与明細書から、申立人は、同病院に入社した昭和61年4月から退社した同年5月まで厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

しかしながら、雇用保険の加入記録では、申立人のB病院の資格取得日は昭和61年4月1日、離職日は同年5月16日と記録されており、同年5月17日以降の申立期間②に係る勤務実態が確認できない。

一方、厚生年金保険法では、第19条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、また、同法第14条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は、昭和61年5月17日であり、申立人の主張する同年5月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

なお、昭和61年5月の給与から控除されている同年5月の厚生年金保険料は、事業主が誤って控除したものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①については、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。また、申立期間②については、申立人が、昭和61年5月の厚生年金保険料を事業主により同年5月の給与から控除されていることが確認できるが、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年8月から32年10月まで  
② 昭和51年6月から54年5月まで

A社で勤務していた期間のうちの申立期間①について、また、B社で勤務した申立期間②について、厚生年金保険の加入記録が無い。これらの申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の複数の同僚の供述から、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和29年9月1日であり、申立期間のうち、同日以前の期間については同社は適用事業所となっていない。

また、社会保険事務所が保管しているA社の厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間を含む期間に被保険者資格を取得している同僚等4名に照会したところ、回答のあった従業員の中の1名は、入社日を昭和30年5月と供述しているが、当該従業員の同社における厚生年金保険の資格取得日は32年8月1日であり、入社後約2年3か月経過後に資格を取得していることが確認できる。さらに、別の同僚は、「A社は社員の出入りが激しかったので、社員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことが考えられる。」と供述している。

加えて、A社の事業主は、「当時の資料が保存されていないので、申立期間当時の申立人の勤務状況及び厚生年金保険の取扱い状況を確認できない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る事業主による厚生年金保険料の控除に

については、これを確認できる関連資料や周辺事情は無い。

申立期間②については、B社の複数の同僚の供述から、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B社は、平成13年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の経理、社会保険事務担当者も亡くなっていることから、申立期間当時の申立人の勤務状況や厚生年金保険の取扱いについて聴取することができない。

また、社会保険事務所が保管しているB社の厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に被保険者資格を取得した従業員26名に、申立人の勤務状況等について照会したところ、18名から回答があり、申立人を知っている者は7名いたが、このうち1名は、「出勤状況等から、申立人は、正社員ではなかったように思う。」と供述している。

さらに、上記18名の回答者のうちの複数の従業員は、正社員とパート従業員（非正社員）の違いについて、B社における出勤状況、入社時の手続及び給与の受取り方法等に違いがあると回答しており、申立人から聴取した同人の出勤状況等については、上記の正社員に対する取扱いとは異なるものであった。

加えて、社会保険事務所が保管するB社の厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に係る「健康保険証の番号」に欠番は無く、社会保険事務所の記録管理に不自然な点はみられない。

このほか、申立人の申立期間に係る事業主による厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 11 月 10 日から 42 年 5 月 7 日まで  
② 昭和 42 年 12 月 31 日から 46 年 10 月 18 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無いので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社の厚生年金保険被保険者であったと申し立てている。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しておらず、また、事業主は申立期間当時の資料を保存しておらず、記憶もはっきりしないとしており、申立人の申立期間に係る勤務状況等について聴取することができない。

また、社会保険事務所に保管しているA社に係る厚生年金保険被保険者名簿をみると、同社における申立人の資格喪失時（昭和 41 年 11 月 10 日付け）に、事業主から社会保険事務所へ健康保険証の返戻が行われていることが確認できる。

さらに、A社の厚生年金保険被保険者名簿から、連絡先が把握できた従業員 9 名に照会して 3 名から回答があったものの、申立人を記憶している者はおらず、申立内容に係る事情を聴取することができない。

加えて、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿をみると、申立人が、昭和 42 年 5 月 7 日付けで厚生年金保険被保険者資格を再取得するに当たっては、41 年 11 月 10 日の喪失時点まで付されていた被保険者手帳記号番号とは別の番号が払い出されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関連資料や周辺事情は無い。

申立期間②について、申立人は、A社の厚生年金保険被保険者であったと申し立てている。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しておらず、また、事業主は申立期間当時の資料を保存しておらず、記憶もはっきりしないとしており、申立人の申立期間に係る勤務状況等について聴取することができない。

一方、申立人は、社会保険事務所の記録上、昭和42年12月31日に資格を喪失しているが、この資格喪失を社会保険事務所が誤って記録したとすれば、申立期間は46か月あり、その間に事業主から社会保険事務所に申立人に係る標準報酬月額算定基礎届が4回提出されているはずであり、社会保険事務所は、この4回の算定基礎届の処理日の際に、同日を資格喪失日とした処理の誤りに気付くはずであることから、当該資格喪失処理については、事業主の届出に基づき行われており、その結果、同年12月以降の申立人の厚生年金保険料の事業主に対する納入告知は行われていないものと考えられる。

また、A社の被保険者数は、申立期間②当時14名と少なく、事業主は、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していた場合、この間に社会保険事務所からの通知と当該控除保険料とのチェック、突合等において、社会保険事務所の記録（昭和42年12月31日に資格を喪失していること）の誤りに気付くはずである。

さらに、A社の事業主は申立人の母親であり、当該事業主が、申立人の資格喪失届について、特段の理由もなく、資格喪失届を社会保険事務所へ提出したとは考え難い。

加えて、A社の厚生年金保険被保険者名簿から、連絡先が把握できた従業員4名に照会したところ、3名から回答があり、そのうちの1名は「申立人を記憶しているが、申立期間当時申立人は学生で、同社の敷地内にある自宅におり、職場には勤務していなかった。」と供述している。なお、他の2名は申立人を記憶しておらず、申立内容に係る事情を聴取することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 43 年まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のA社の事情を知る同社関係者の供述から、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、A社は申立期間当時に厚生年金保険の適用事業所となっていない。なお、同社があったとされる地区には、類似した事業所名の適用事業所も無い。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、A社の取締役1名は、申立期間において国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、上記のA社関係者は、同社が事業所として労働者災害補償保険と健康保険に加入していたことは記憶しているが、厚生年金保険に加入していたか否かは不明と回答している。

加えて、申立人は同僚5名の氏名を記憶していたが、これらの者を特定することができず、勤務状況等の事情を聴取することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る事業主による厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 11 月 1 日から 46 年 9 月 8 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務していたことを申し立てている。

しかしながら、A社は、平成 12 年に解散しており、事業主は既に死亡していることから、申立期間当時の申立人の勤務状況や厚生年金保険の取扱い状況を聴取することができない。

一方、申立人は、社会保険事務所の記録上、昭和 44 年 11 月 1 日に資格を喪失しているが、この資格喪失を社会保険事務所が誤って記録したとすれば、申立期間は 22 か月あり、その間に事業主から社会保険事務所に申立人に係る標準報酬月額算定基礎届が 2 回提出されているはずであり、社会保険事務所は、この 2 回の算定基礎届の処理日の際に、同日を資格喪失日とした処理の誤りに気付くはずであることから、当該資格喪失処理については、事業主の届出に基づき行われており、その結果、昭和 44 年 11 月以降の申立人の厚生年金保険料の事業主に対する納入告知は行われていないものと考えられる。

このため、事業主は、社会保険事務所から、申立人の昭和 44 年 11 月以降の厚生年金保険料の納入告知は行われなところ、A社の被保険者数は、申立期間当時 6 名と少なく、加えて、上記の標準報酬月額算定基礎届が 2 回あったことから、事業主は、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していた場合、この間に社会保険事務所からの通知と当該控除保険料とのチェック、突合等において、社会保険事務所の記録（昭和 44 年 11 月 1 日に資格を喪失

していること)の誤りに気付くはずである。

また、A社の事業主は申立人の義理の父親であり、当該事業主が、申立人の資格喪失届について、特段の理由もなく、資格喪失届を社会保険事務所へ提出したとは考え難い。

さらに、社会保険事務所で保管しているA社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人に係る記載を見ると、昭和44年11月1日の被保険者資格喪失に当たって、同年11月26日に申立人の健康保険証が返戻されている旨の記載が確認でき、申立人は、同時点で、自身の厚生年金保険の資格が喪失されることの自覚があったことがうかがわれる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。